

～育てよう 未来に輝く あやせっ子～

綾瀬市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ≫ 平成 31 年度



平成 27 年 3 月

綾 瀬 市

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、まさに地域の宝です。この宝である“あやせっ子”を社会全体で育み、未来へと輝かせていくことこそが重要であると考えております。

近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えています。

新聞やテレビなどを見ますと、連日、社会不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されています。

少子化に歯止めをかけ、心豊かな社会を取り戻すためには、今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが必要であると考えます。

国では平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

この3法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

このような背景のもと、本市におきましても、綾瀬市次世代育成支援行動計画等の実績を踏まえ、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の連携のもと、安全で安心な環境のなかで、支え合いながら、それぞれの夢を育む指針として、『綾瀬市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

本計画の策定にあたりましては、子育て中のご家庭に対するアンケート調査などにより、貴重なご意見をいただき、それを集約した上で、綾瀬市子ども・子育て会議でご審議をいただきました。

アンケート調査へのご協力やご意見・ご提案をいただいた市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました綾瀬市子ども・子育て会議の委員の皆様、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼申し上げます。

本計画が“あやせっ子”の輝く未来につながるよう、計画の推進に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年3月

綾瀬市長

笠間 城治郎



目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置付け	4
4	計画期間	5
5	計画策定体制と経過	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	綾瀬市の人口動態などの現状	7
2	教育・保育サービスなどの現状	15
3	綾瀬市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果と分析	19
4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	31
5	綾瀬市の子ども・子育てを取り巻く課題	33

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	35
2	基本目標	36
3	施策の体系	40

第4章 基本方針における施策と取り組み・事業

1	子育てと仕事の両立支援	41
2	子育てが楽しめる環境づくり	46
3	個性と創造性を育む教育の充実	55
4	要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進	61
5	子どもと家庭についての意識改革	69

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	圏域設定	72
2	人口推計	72
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	73
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	76
5	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	86
6	基本指針に基づく任意記載事項について	86

第6章 計画の推進に向けて

1	計画の推進に向けて	88
2	計画の推進体制と進行管理	90

資料編

1	策定経過	91
2	綾瀬市子ども・子育て会議条例	93
3	綾瀬市子ども・子育て会議委員名簿	95

※クラブなどの数値については、小数点以下第二位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行するなか、核家族化の増加や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う就労環境の多様化などにより、子どもを取り巻く状況や子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、多くの待機児童が存在しています。

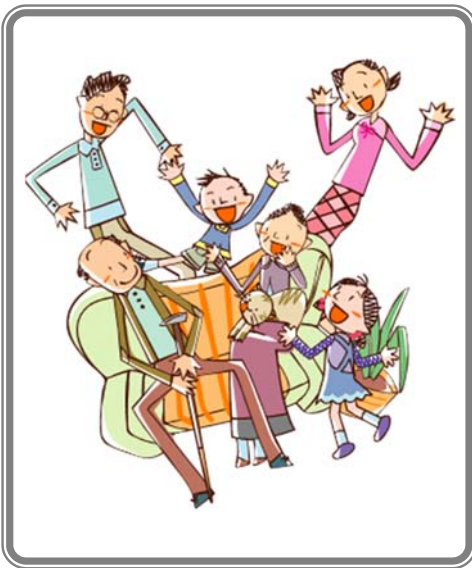
このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々、子育てに励んでいます。

本市では、これまで、こうした保護者のがんばりを支えるため、子育て家庭のニーズに応えられるよう各種保育・子育て支援サービスの充実などに取り組むとともに、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができる

よう、きめ細やかな相談体制の充実や、保護者と子どもの居場所づくり、地域の子育て環境づくりなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子ども・保護者・地域がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。



2 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）などに基づき、総合的な施策が講じられてきており、そのなかで、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務付けられました。

本市においても平成 17 年 3 月に「綾瀬市次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年 3 月には同計画の「後期計画」を策定し、「子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てのできるまちづくり」を基本理念に市民、地域、行政が一体となって、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、さらなる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

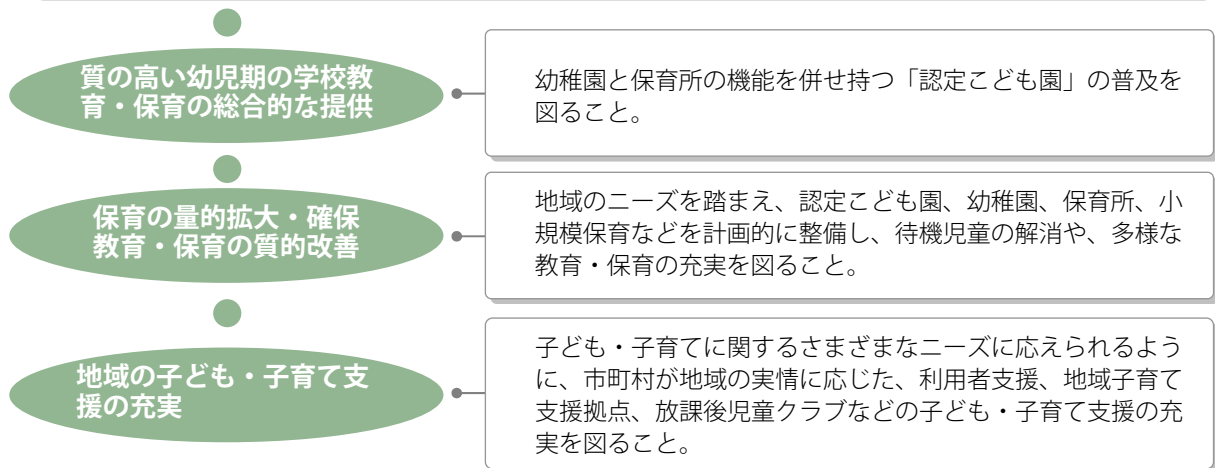
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。そのため、子ども・子育て関連 3 法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、子育て支援策を総合的かつ計画的に進め、引き続き諸課題の解決に取り組んでいくため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを趣旨とした「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、「綾瀬市次世代育成支援行動計画」を兼ねた「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



3 計画の位置付け

「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育ての施策を推進するものです。

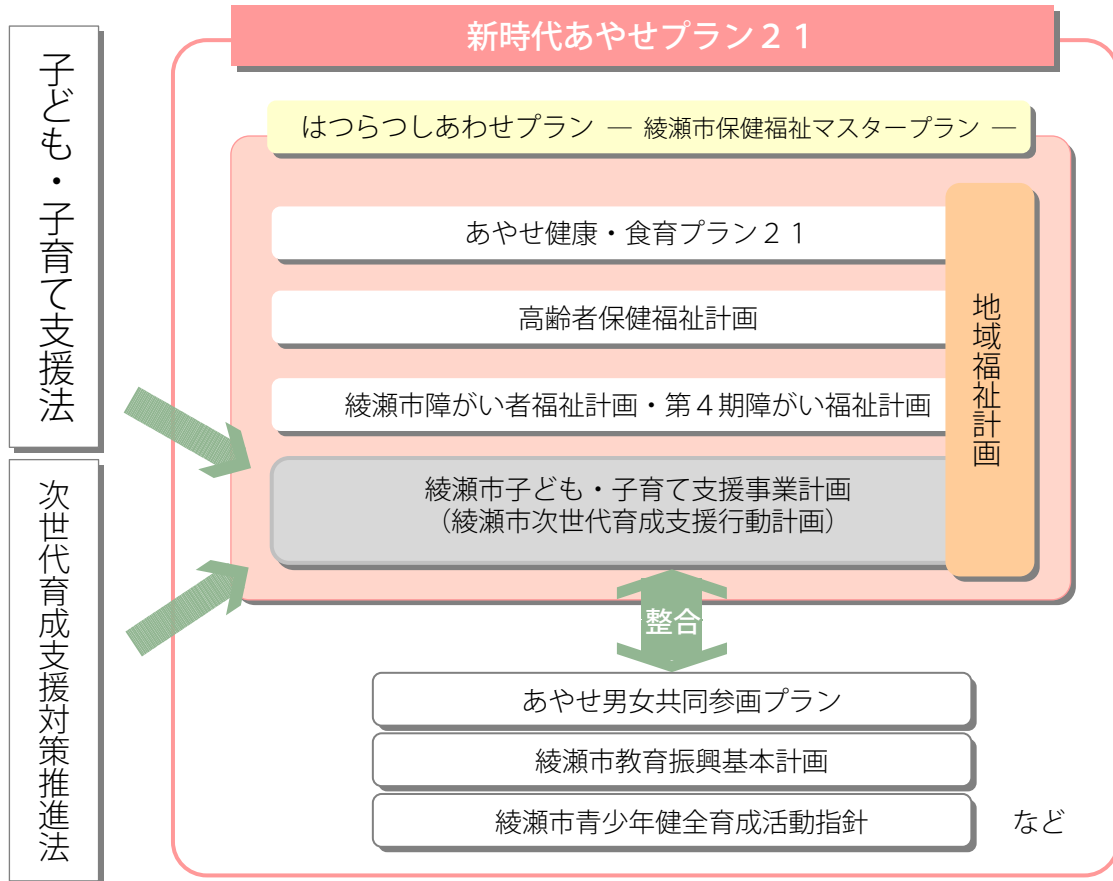
子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、着実に推進していくには行政のみならず、市民一人ひとりをはじめ、各家庭や学校、地域、職場など社会全体で積極的に取り組むとともに、これらの取り組みの総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、「新時代あやせプラン21」や「綾瀬市保健福祉マスタープラン」などの上位計画、そのほか関連計画などとの整合を図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援における環境整備など、次世代育成にかかわる施策を推進するためのものです。

また、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定された「綾瀬市次世代育成支援行動計画」については、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されたことを受け、この「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を、今後の本市における子どもの育ちや子育てを支援していくにあたっての基本的な考え方を共有する、「綾瀬市次世代育成支援行動計画」を兼ねた計画として位置付けます。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもをいいます。

【 計画の位置付け 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。この計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。また、「綾瀬市次世代育成支援行動計画」についても、この計画において一体的に策定していることから、同様の計画期間とします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、「綾瀬市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

○ 調査対象

就学前児童の保護者：5,082人

就学児(小学生)の保護者：4,928人

○ 調査期間

就学前児童の保護者：平成25年11月18日から平成25年12月2日

就学児(小学生)の保護者：平成25年11月19日から平成25年12月3日

○ 調査方法

就学前児童の保護者：郵送による配布・回収

就学児(小学生)の保護者：小学校での直接配布・回収

○ 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	5,082件	2,559件	50.4%
就学児(小学生)	4,928件	3,538件	71.8%

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者などの意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する「綾瀬市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

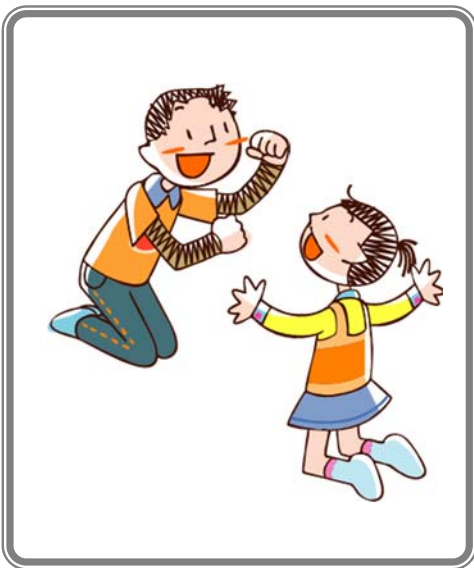
①募集期間 平成26年12月1日から平成27年1月5日まで(36日間)

②配布及び閲覧場所 子育て支援課、青少年課、保健医療センター、行政資料コーナー、情報公開コーナー、中央公民館、児童館(3か所)、各地区センター(5か所)、綾北福社会館、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、子育て支援センター、大上サロン室
合計19か所

③意見提出者数 0人(意見提出はありませんでした)

1 綾瀬市の人口動態などの現状

(1) 人口推移

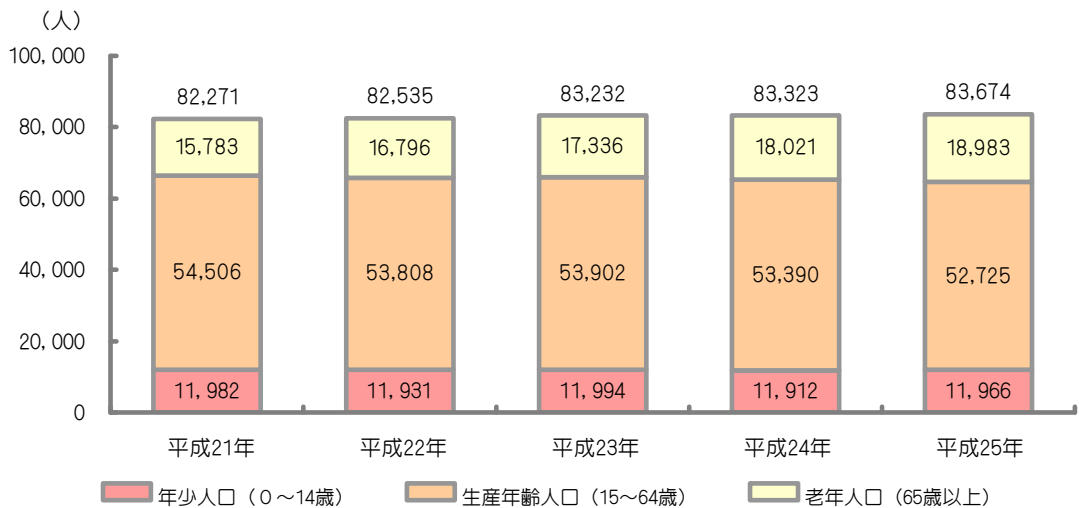


① 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、総人口が年々増加しており、平成25年で83,674人となっています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）の割合は年々増加していますが、年少人口（0～14歳）の割合は年々減少しています。

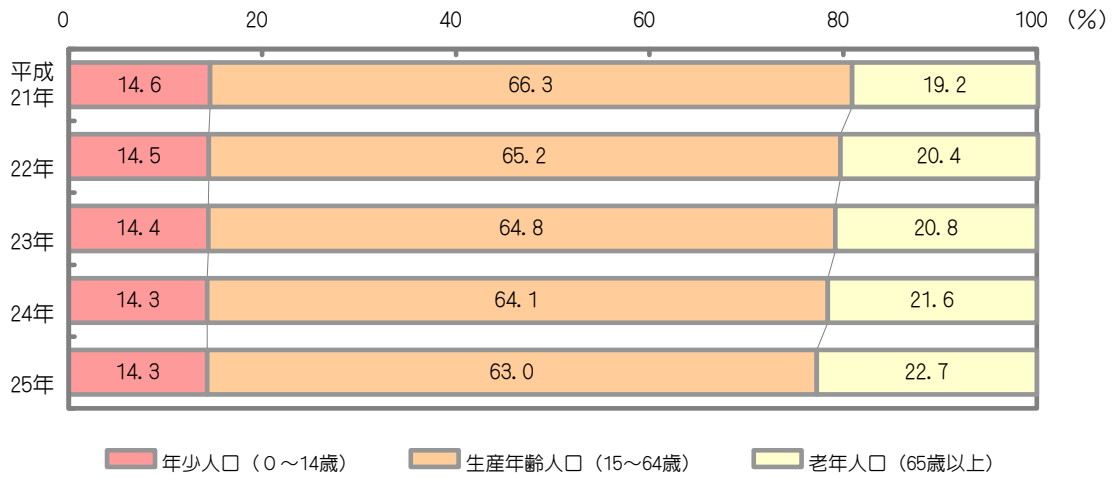
【 年齢3区分別人口の推移 】



※年齢不詳を除く

資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）

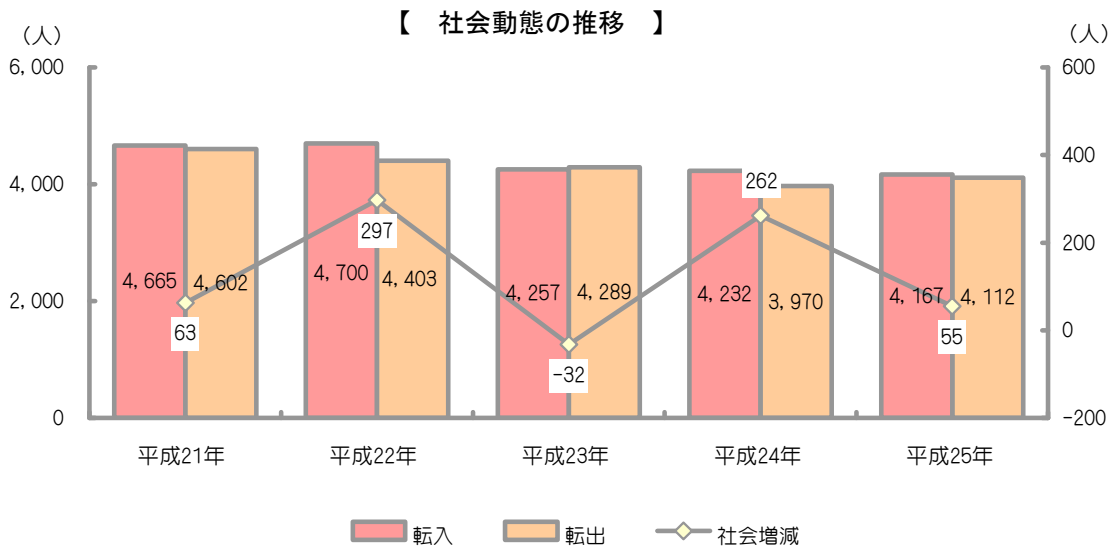
【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）

② 社会動態の推移

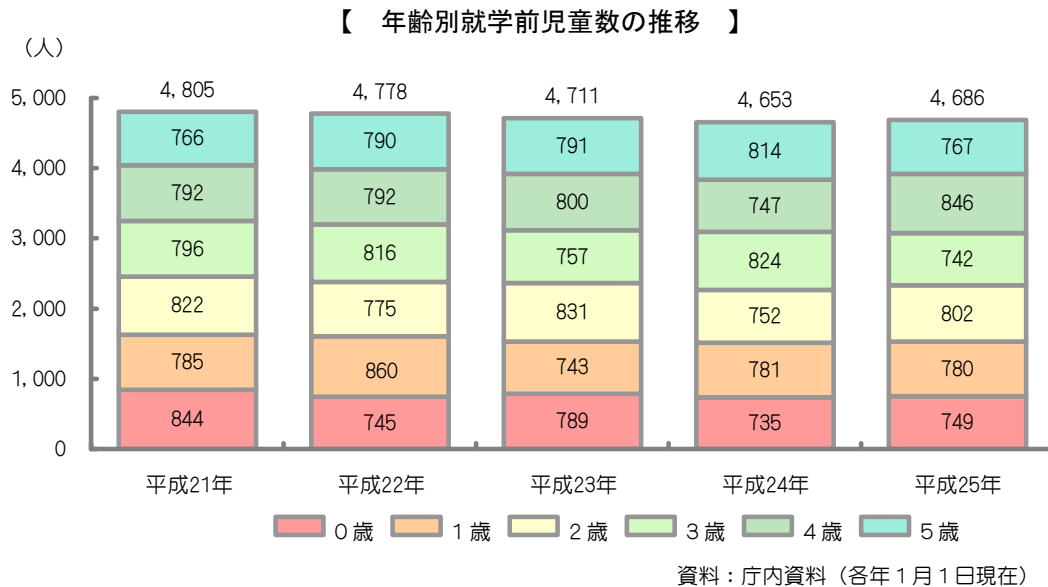
本市の社会動態をみると、年によってばらつきはあるものの、概ね社会増（転出よりも転入が多い状態）となっています。



資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

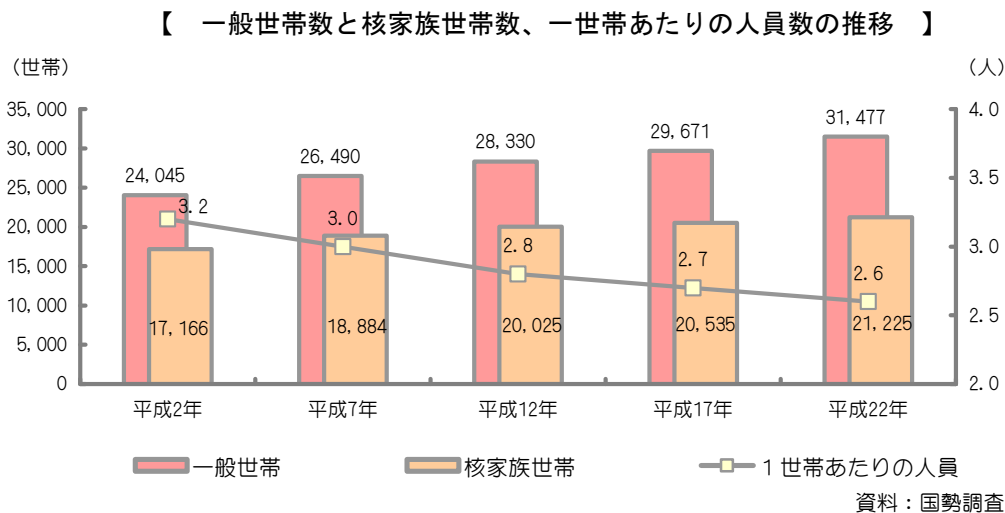
本市の年齢別就学前児童数は、減少傾向にあり、平成 25 年 1 月 1 日現在で 4,686 人となっています。



(3) 世帯構成の推移

① 一般世帯※1 数と一世帯あたりの人員数及び核家族世帯※2 数の推移

本市の一般世帯数及び核家族世帯数は、増加を続けており、一般世帯数は平成 22 年には 31,477 世帯で、平成 2 年からの 20 年間で約 7,400 世帯増加しています。一方では、一世帯あたりの人員は、減少傾向にあり、平成 22 年では 2.6 人となっています。



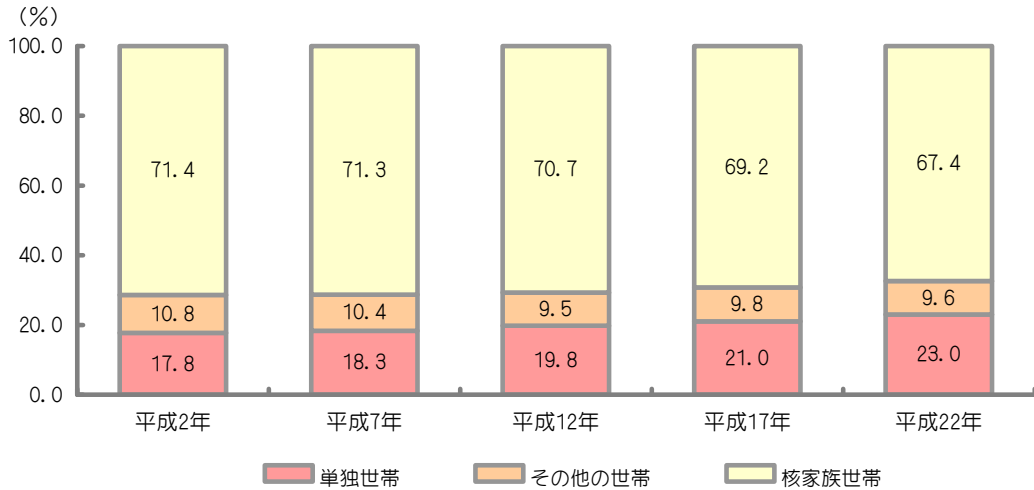
※1 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を指します。

※2 核家族世帯：夫婦と未婚の子どもからなる世帯、ひとり親と未婚子（女親と未婚子、ならびに男親と未婚子）の世帯、夫婦のみの世帯を加えたものを指します。

② 一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

本市の世帯構成は、単独世帯の割合が増加しているのに対し、核家族世帯の割合は年々減少しており、平成22年で67.4%となっています。

【 一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移 】

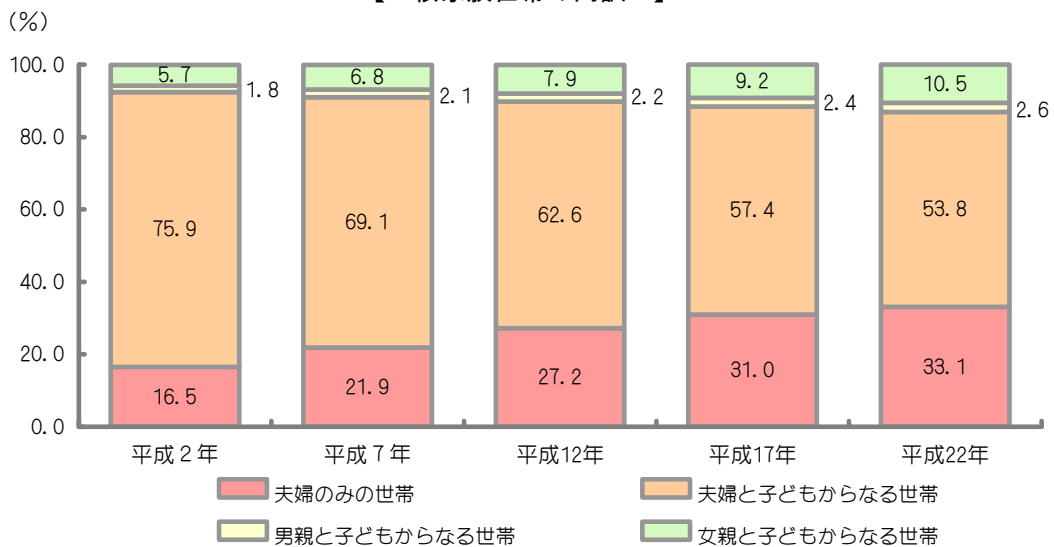


資料：国勢調査

③ 核家族世帯の内訳

本市の核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の数の増加に伴い、割合も増加し、一方で夫婦と子どもからなる世帯の数は減少し、割合も減少しています。また、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯を合わせた“ひとり親世帯”の割合が増加しており、平成12年以降は10%以上となっています。

【 核家族世帯の内訳 】



資料：国勢調査

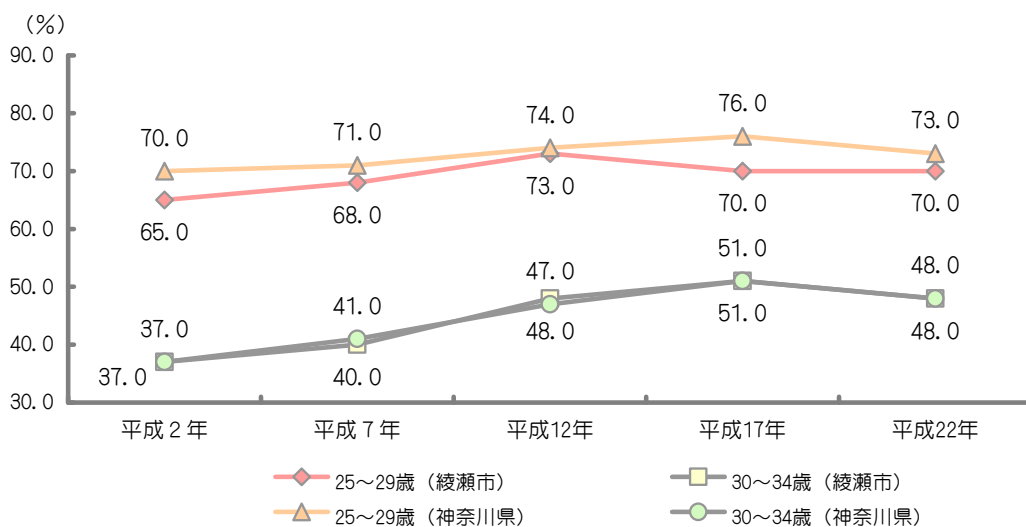
(4) 婚姻の状況

① 未婚率

本市の男性の未婚率をみると、平成2年以降高くなっており、特に30～34歳では、平成22年の未婚率は平成2年に比べ11ポイント高くなっています。

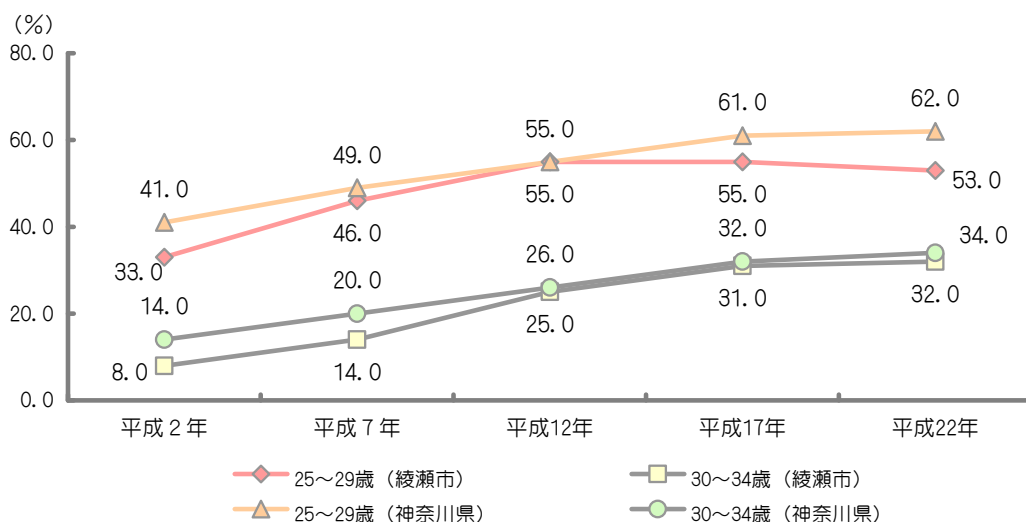
女性の未婚率も同様に高くなっており、25～29歳、30～34歳ともに、平成22年の未婚率は平成2年に比べ20ポイント以上高くなっています。

【 男性の年齢別未婚率 】



資料：国勢調査

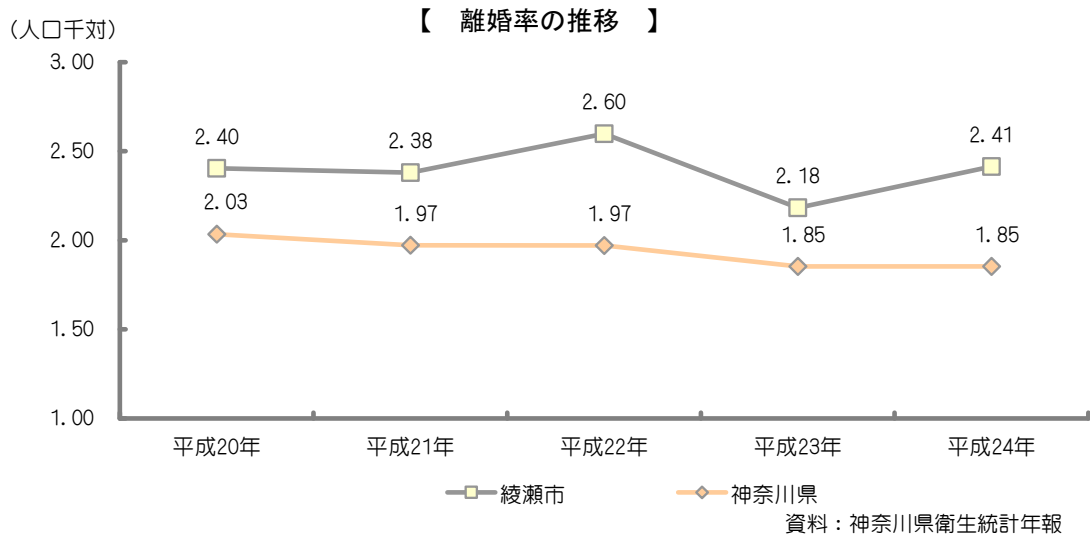
【 女性の年齢別未婚率 】



資料：国勢調査

② 離婚率

本市の過去5年間の離婚率をみると、年によってばらつきはあるものの、継続して県よりも高い数値で推移しています。

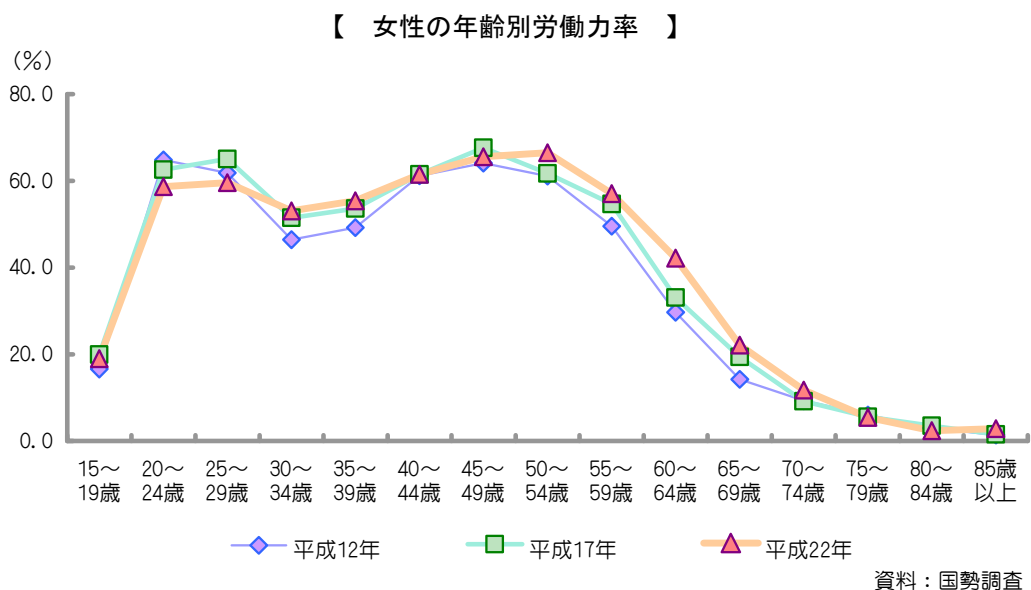


(5) 女性の労働状況

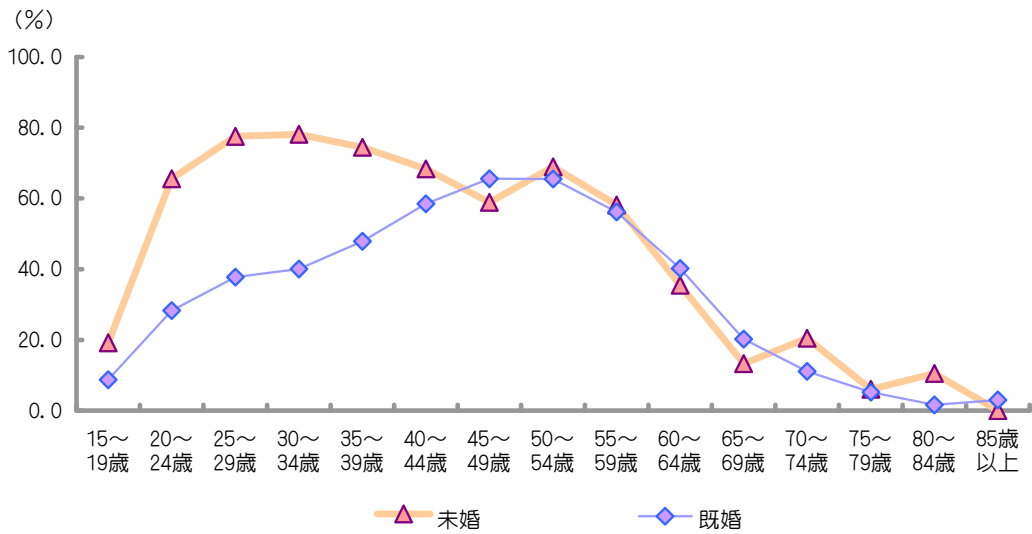
① 女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成22年は、平成12年と比べ、30～34歳の労働力率が6.7ポイント上昇しており、落ち込みは、年々緩やかになっています。

女性の未婚・既婚別労働力率は、15歳から44歳にかけて、既婚に比べ未婚の方が高くなっており、特に25～29歳で39.8ポイントの差となっています。



【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成 22 年） 】

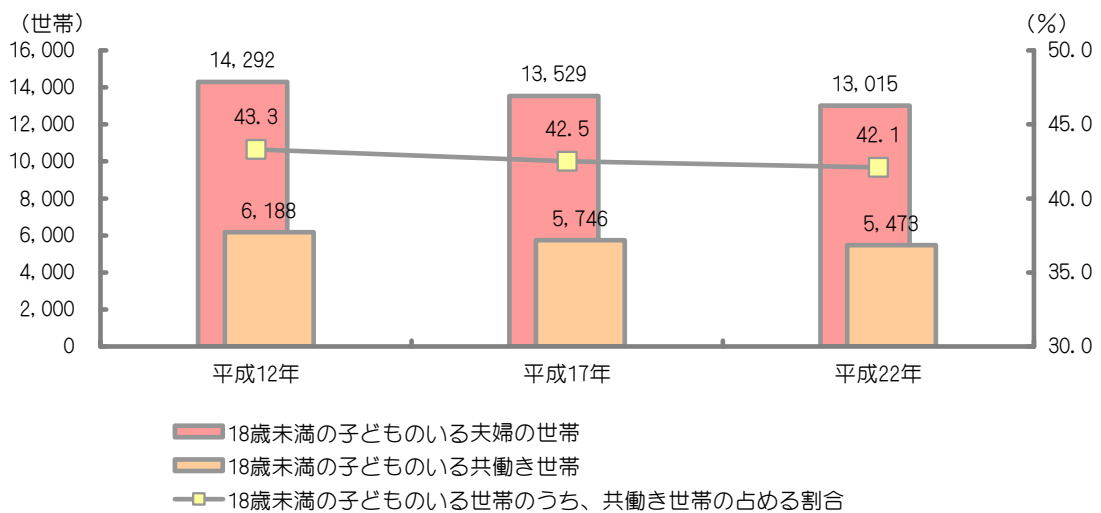


資料：国勢調査

② 子どものいる共働き世帯数の推移

本市の子どものいる共働き世帯数は、年々減少しており、平成 22 年で 5,473 世帯となっています。また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合についても、年々減少しており、平成 22 年で 42.1%となっています。

【 子どものいる共働き世帯数の推移 】



資料：国勢調査

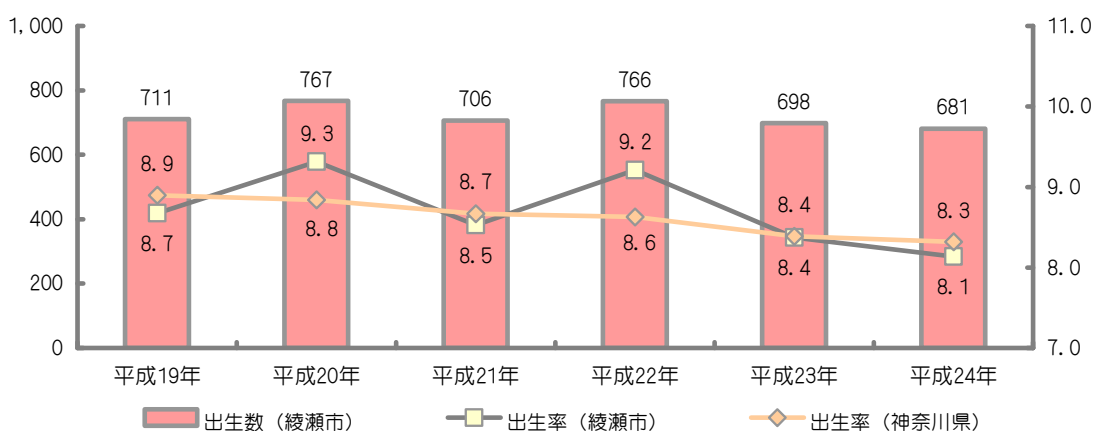
(6) 出生の動向

本市の出生数は、年によってばらつきはあるものの、平成24年で681人となっています。

出生率（人口千対^{※1}）は、出生数と同様の推移がみられ、平成24年で8.1となっています。

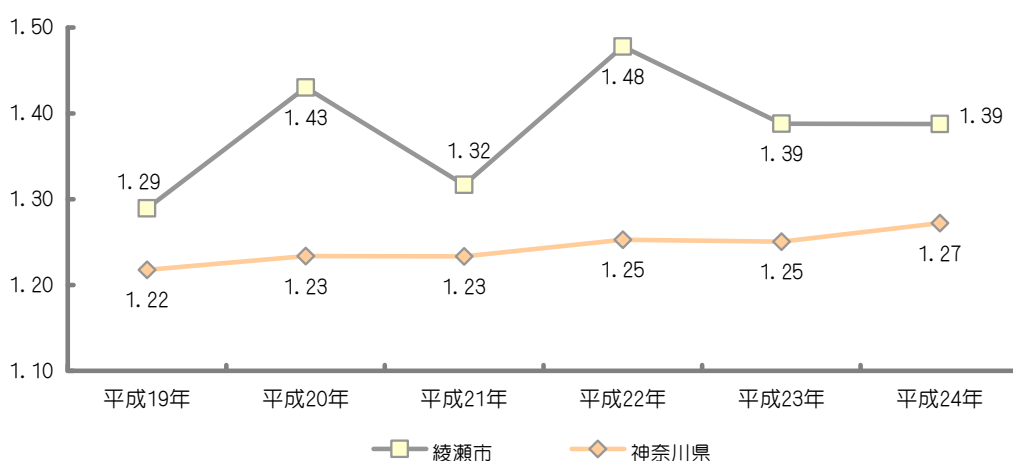
合計特殊出生率^{※2}は、年によってばらつきはあるものの、平成24年で1.39となっています。また、本市は、県の合計特殊出生率と比べ、高い値で推移しています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

※1 人口千対：1,000人の人口集団のなかでの発生比率のことをいいます。

※2 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が平均して一生の間に産むとしたときの子ども数を表します。

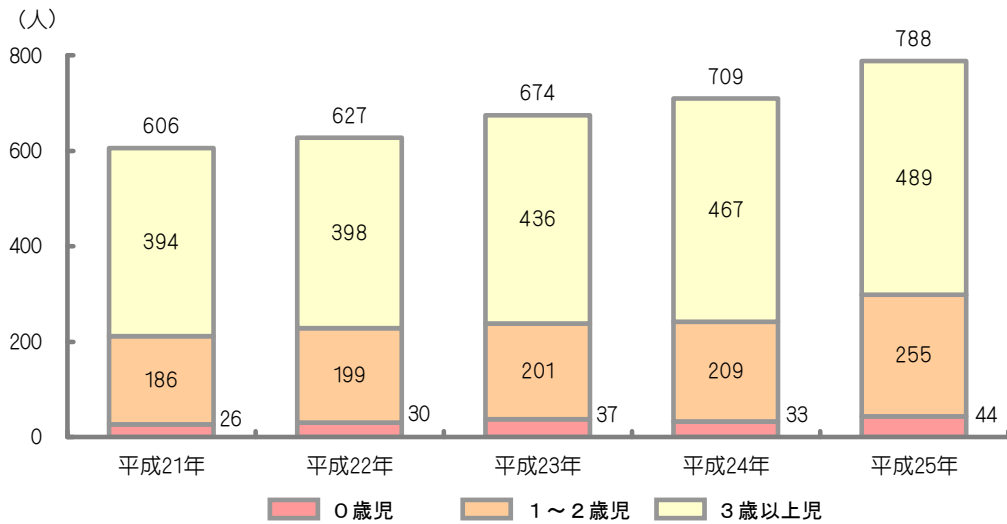
2 教育・保育サービスなどの現状

(1) 就学前児童の保育所・幼稚園入所状況

本市の保育所は 8 園あり、入所児童数をみると年々増加しており、平成 25 年で計 788 人となっています。年齢別でみると、3～5 歳児の増加が顕著にみられます。

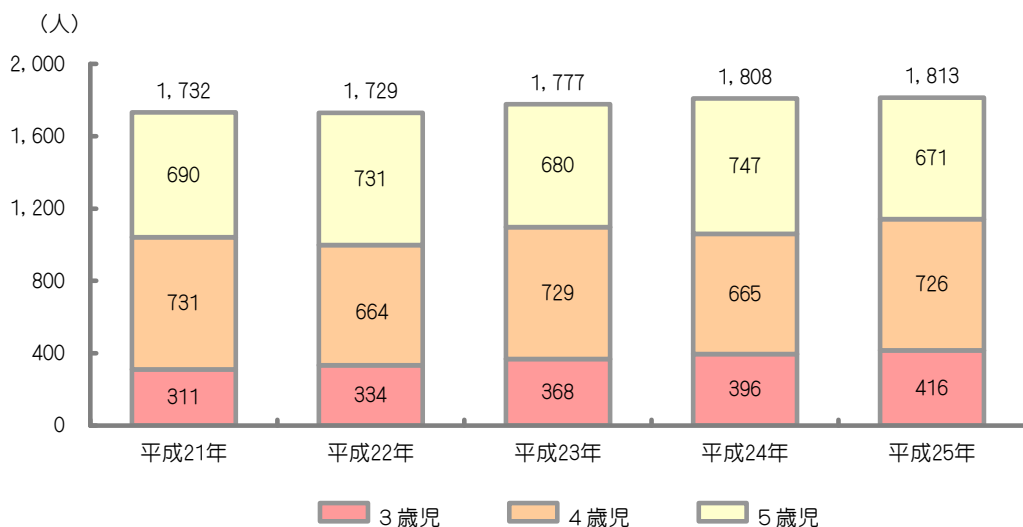
幼稚園は 9 園あり、園児数をみると増加傾向にあり、平成 25 年で 1,813 人となっています。年齢別でみると、3 歳児の増加が顕著にみられます。

【 保育所入所児童数（年齢別）の推移 】



資料：庁内資料

【 幼稚園園児数（年齢別）の推移 】



資料：神奈川県学校基本調査

④ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）

本市の子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）利用者数をみると、年によってばらつきはあるものの、平成 25 年度は 172 人となっています。

【 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）利用者数の推移 】

（延べ人数）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	148 人	108 人	99 人	180 人	172 人
利用回数	802 回	615 回	359 回	989 回	777 回

資料：庁内資料

⑤ 妊婦健診事業

本市の妊婦健診の利用者数は、平成 23 年度までは減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は、微増傾向になっています。

【 妊婦健診利用者数の推移 】

（実人数）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	788 人	740 人	699 人	711 人	727 人

資料：庁内資料

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

本市の乳児家庭全戸訪問人数は、平成 25 年度で 710 人となっています。

【 乳児家庭全戸訪問人数の推移 】

（実人数）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全戸訪問人数	—	—	846 人	689 人	710 人
養育支援訪問人数	—	—	—	21 人	14 人

資料：庁内資料

※平成 23 年度から乳児家庭全戸訪問開始、平成 24 年度から養育支援訪問開始。

(3) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数は、年々増加しており、平成25年度は331人となっています。学校別でみると綾西小学校の登録児童数が最も多く、75人となっています。

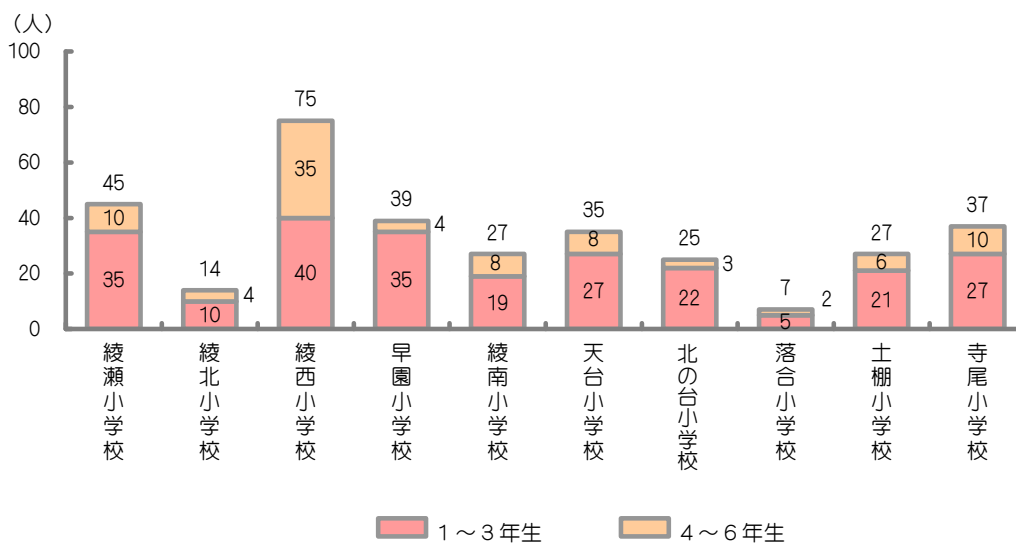
【 放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数の推移 】

(実人数)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1～3年生	194人	191人	195人	209人	241人
4～6年生	43人	66人	71人	89人	90人
計	237人	257人	266人	298人	331人

資料：庁内資料

【 学校別放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数（平成 25 年度） 】



資料：庁内資料

3 綾瀬市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果と分析

※回答は各設問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(1) 子どもと家族の状況について

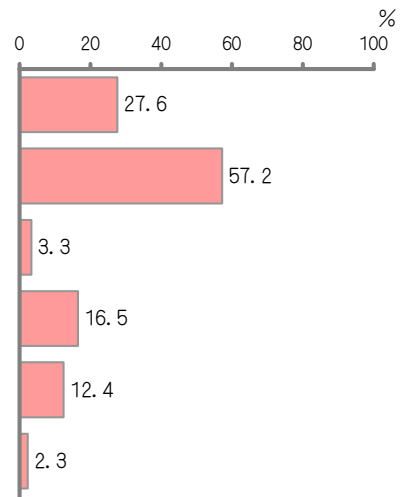
① 子どもをみてもらえる親族・知人

・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が16.5%となっています。

【就学前児童調査】

有効回答数 = 2,559

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
いずれもない
無回答



② 母親と父親の就労状況

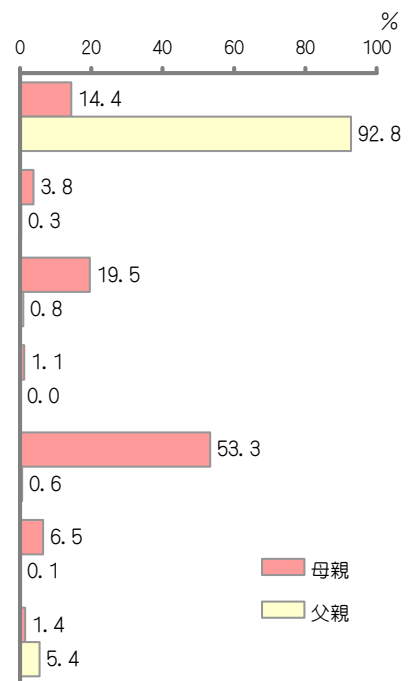
・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が53.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.5%となっています。

・父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が92.8%となっています。

【就学前児童調査】

有効回答数 = 2,559

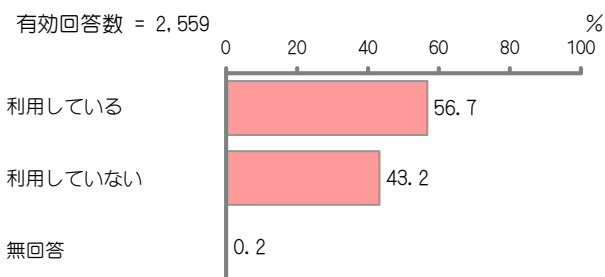
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまで就労したことがない
無回答



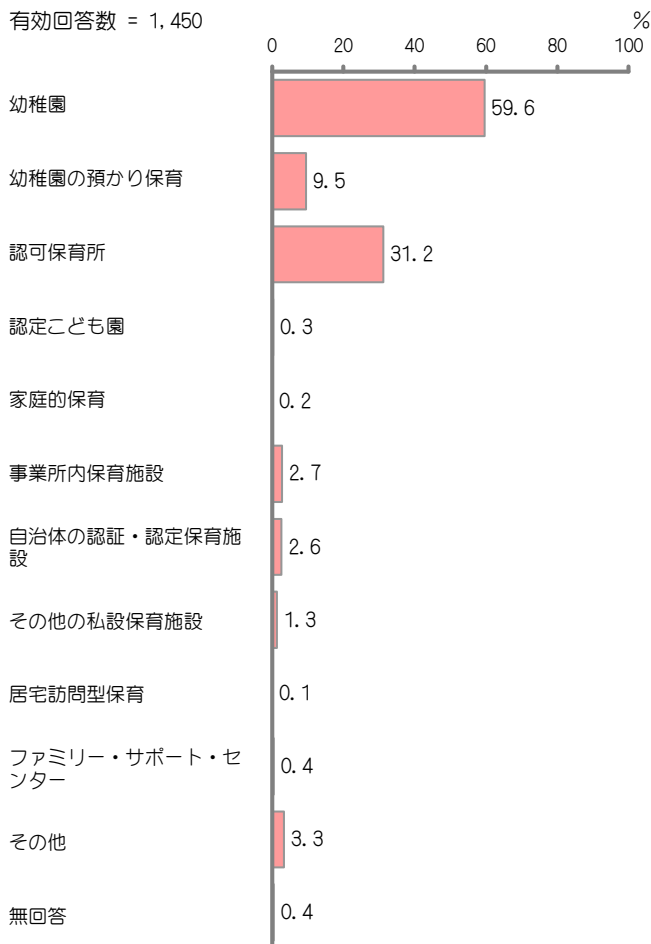
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】 定期的な教育・保育の事業
利用状況



【就学前児童調査】 利用状況の内訳



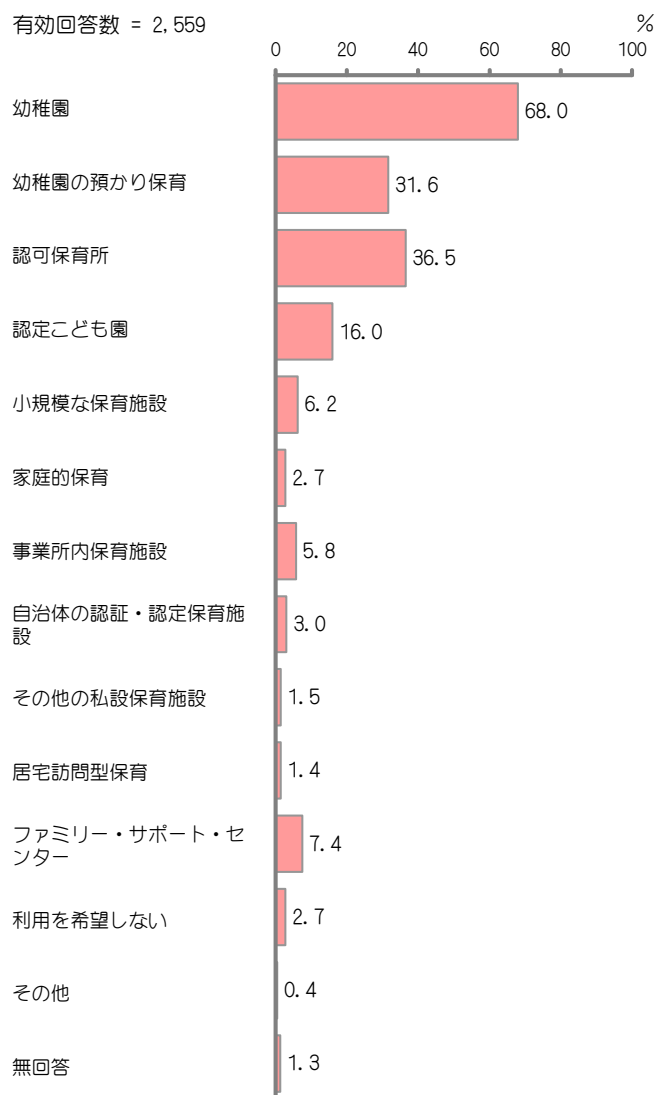
- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で56.7%（1,450件/2,559件）となっています。
- その内訳は「幼稚園」が59.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が31.2%、「幼稚園の預かり保育」が9.5%となっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園」が 68.0%と最も高く、次いで「認可保育所」が 36.5%、「幼稚園の預かり保育」が 31.6%となっています。

【就学前児童調査】

有効回答数 = 2,559



(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」が81.6%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が15.8%となっています。

【就学前児童調査】

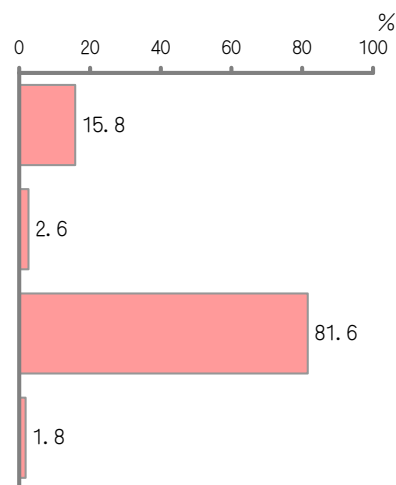
有効回答数 = 2,559

地域子育て支援拠点事業
（親子が集まって過ごしたり、
相談をしたり、情報提供を受けたりする場）

その他当該自治体で実施している
類似の事業

利用していない

無回答



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が60.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が23.7%となっています。

【就学前児童調査】

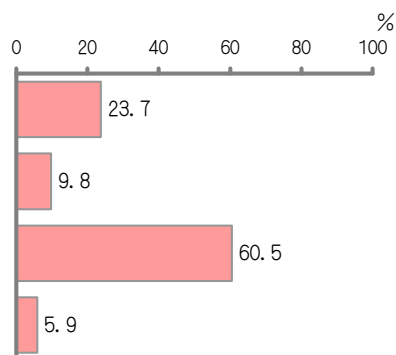
有効回答数 = 2,559

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

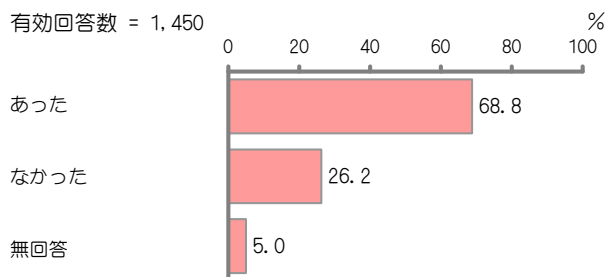
無回答



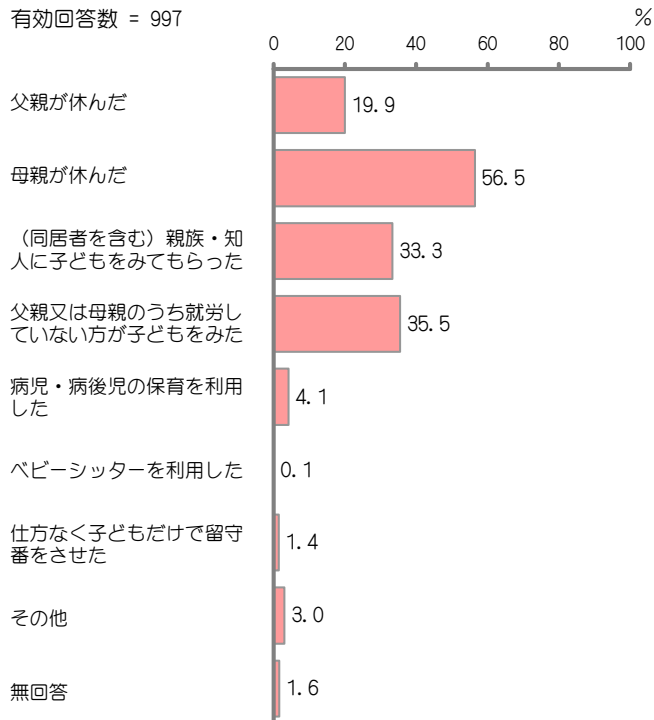
(4) 一時預かりなどの短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



【就学前児童調査】 主な対処方法



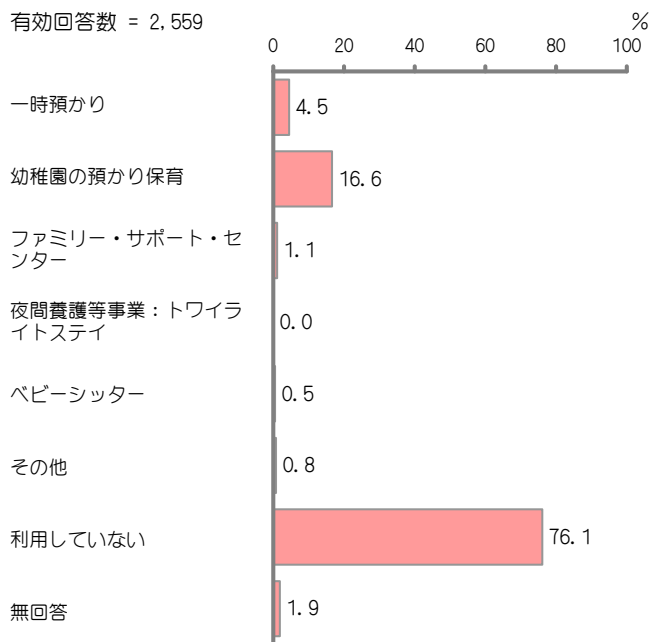
- 1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が68.8%となっています。
- 主な対処方法として、「母親が休んだ」が56.5%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が35.5%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が33.3%となっています。

② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労などの目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が76.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が16.6%となっています。

【就学前児童調査】

有効回答数 = 2,559



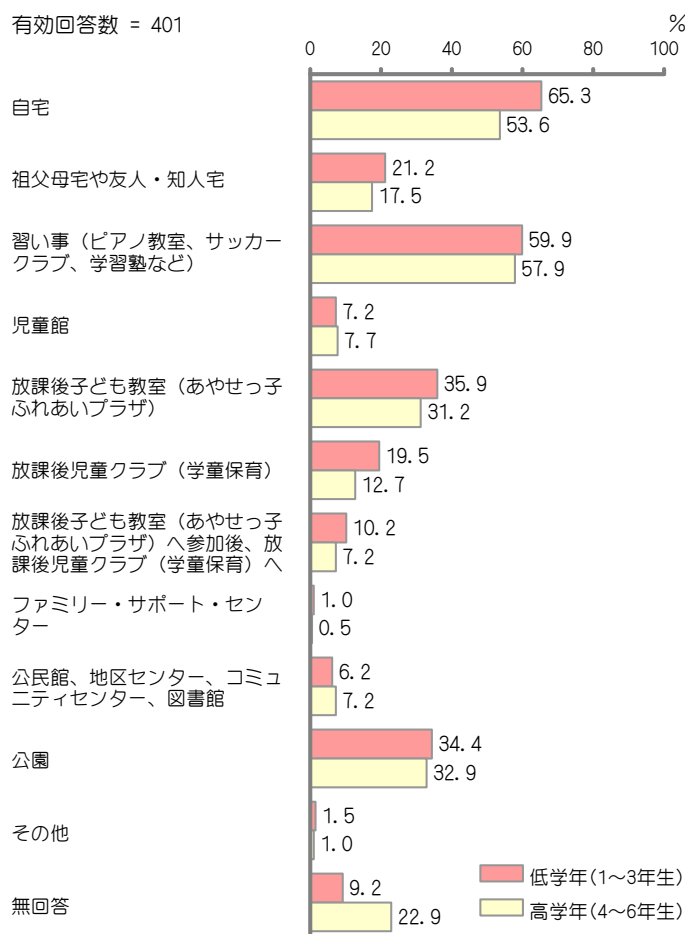
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童が小学校にあがってからの保護者の希望

- 子どもについて、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」が65.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が59.9%、「放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）」が35.9%となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が57.9%と最も高く、次いで「自宅」が53.6%、「公園」が32.9%となっています。

【就学前児童調査】

有効回答数 = 401

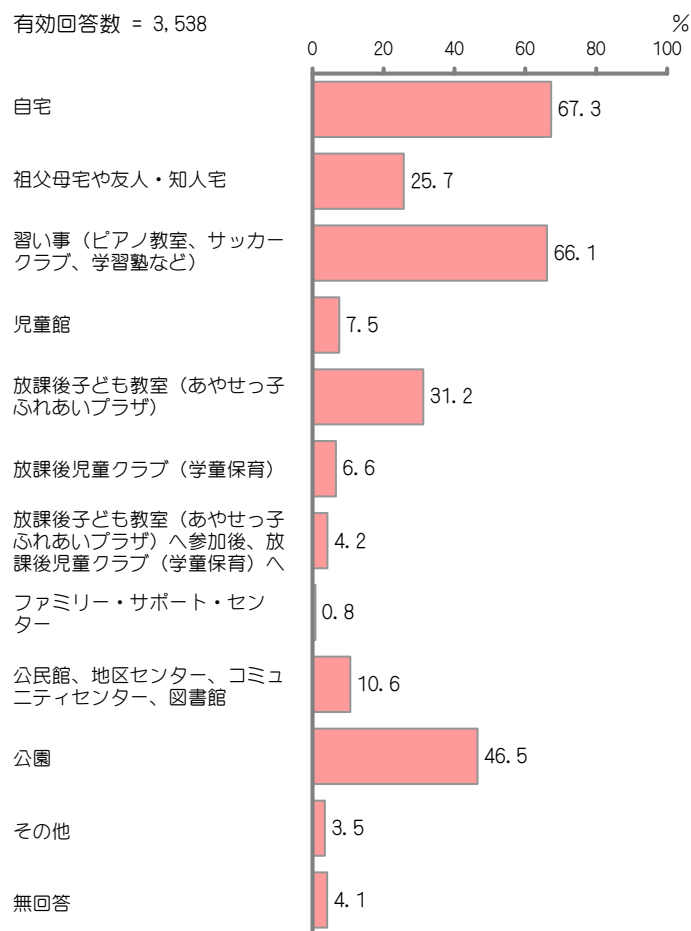


② 小学生の保護者の希望

- 子どもについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」が67.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が66.1%、「公園」が46.5%となっています。

【就学児（小学生）調査】

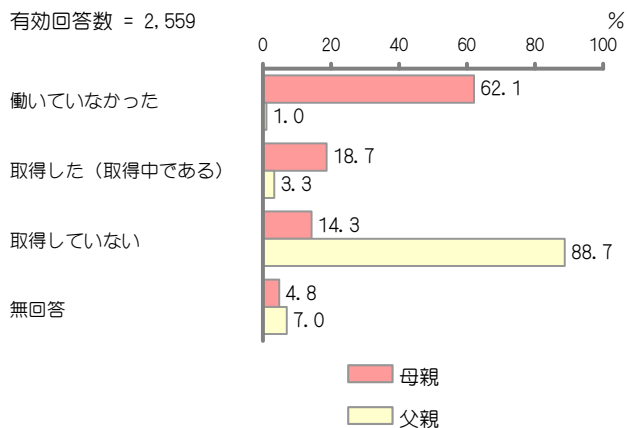
有効回答数 = 3,538



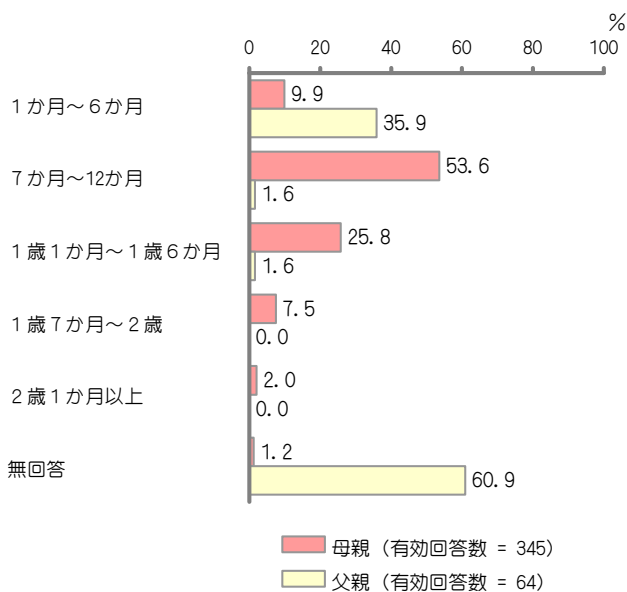
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得後、復帰した時の子どもの年齢

【就学前児童調査】 育児休業の取得状況



【就学前児童調査】 育児休業の取得後、復帰した時の子どもの年齢



- 育児休業の取得状況については、「取得した (取得中である)」が母親で 18.7%、父親で 3.3%となっています。
- 育児休業の取得後、復帰した時の子どもの年齢については、母親で「7か月～12か月」が 53.6%、父親で「1か月～6か月」が 35.9%となっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

区分	有効回答数(件)	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	仕事に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事に復帰するのが難しく思った(産休後に)仕事に早く復帰したかった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できなかったを知らず、退職した	その他	無回答
母親	366	16.4	6.0	2.2	7.4	0.3	9.8	1.1	0.5	5.5	48.6	16.7	4.6	2.2	4.1	16.1	4.9
父親	2,271	29.1	39.9	0.4	7.4	5.5	30.6	0.4	13.5	40.7	1.6	12.4	0.4	2.1	-	5.4	2.6

- 育児休業を取得していない理由について、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が48.6%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が16.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が16.4%となっています。
- 父親は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が40.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が39.9%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が30.6%となっています。

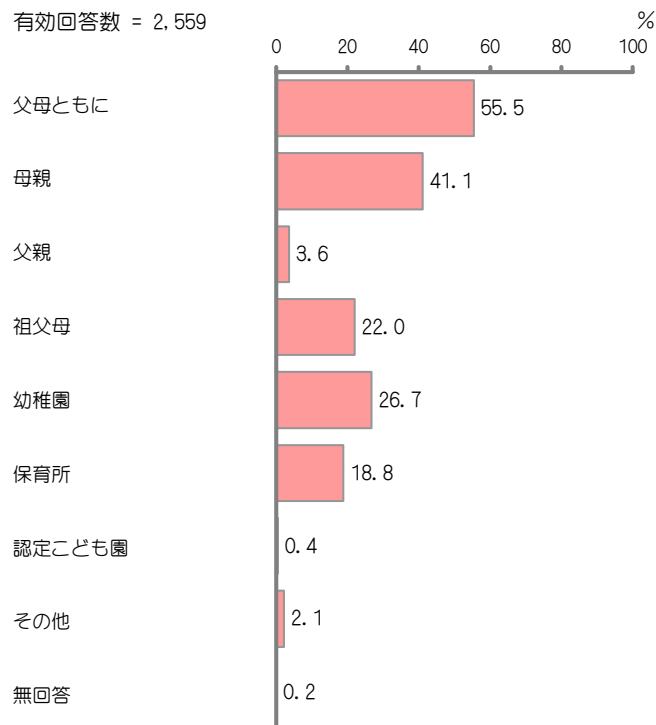
(7) 子どもの育ちをめぐる環境

① 子どもの教育に日常的にかかわっている人

- 「父母ともに」子どもの教育に日常的にかかわっている家庭が 50%を超え、また「母親」を加えると 96%を超えています。
- 「父母ともに」と「父親」が教育にかかわっている家庭は 59.1%と低くなっています。

【就学前児童調査】

有効回答数 = 2,559

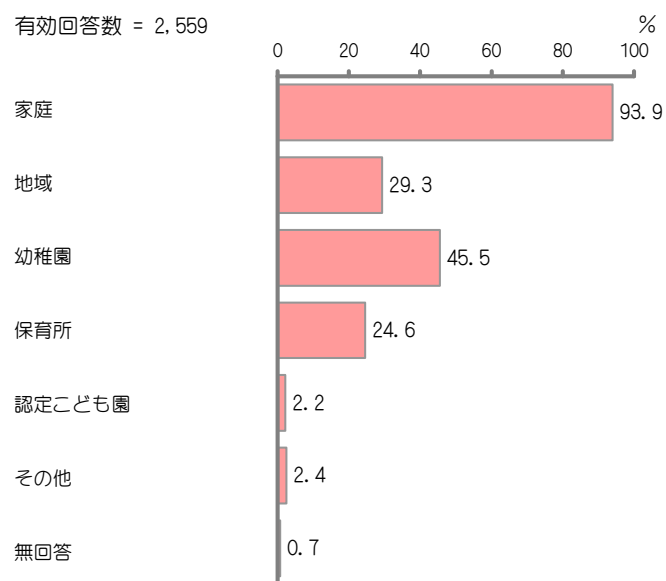


② 子育てに最も影響すると思われる環境

- 「家庭」が 90%を超えているなか、「幼稚園」が 45.5%、「地域」が 29.3%となっています。

【就学前児童調査】

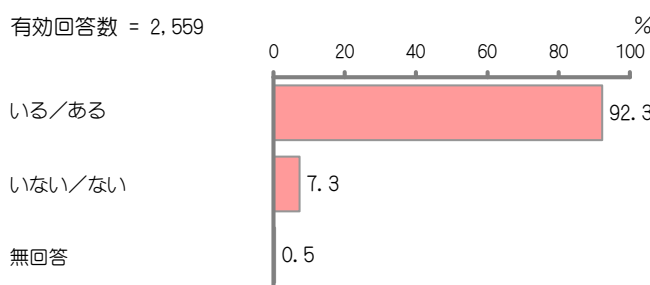
有効回答数 = 2,559



③ 気軽に相談できる人（施設）の有無・相談先

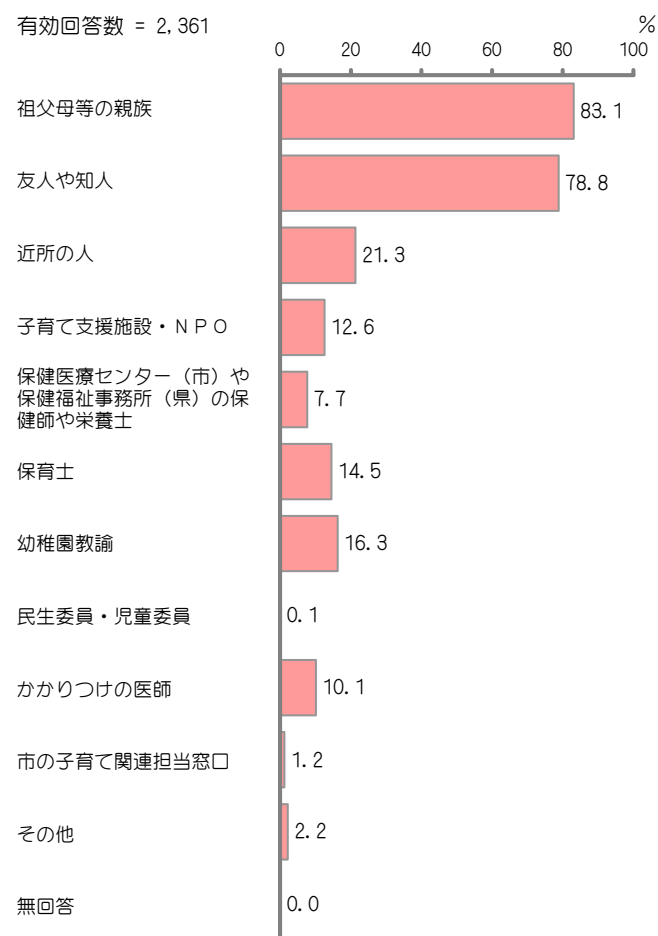
【就学前児童調査】 気軽に相談できる人（施設）の有無

有効回答数 = 2,559



【就学前児童調査】 その相談先

有効回答数 = 2,361



- 90%以上の方が、気軽に相談できる人（施設）があると回答しています。
- 相談先については、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が約80%と、多数を占めています。

4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する市町村行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。

しかし、子ども・子育て支援事業計画策定年度は、次世代育成支援行動計画の計画期間中であるため、平成 25 年度に実施した綾瀬市次世代育成支援行動計画の進行状況を把握し、その取り組みを基本目標別に評価をしました。

基本目標 1 子どもの健康づくりと福祉の充実の評価

育児の不安や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健、医療体制の充実を図るため、生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業を実施してきました。

また、乳幼児期からの健康づくりの推進のため、「食材に触れ、五感を育む食育」に重点を置き、食に関する学習機会を増やしてきました。

今後は、さらなる母子保健、医療体制の充実を図りながら、乳幼児期からの健康づくりを推進していくとともに、障がいへの理解を深め、障がいのある子どもを受け入れる保育所や幼稚園に対する支援を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもを持つ家族・家庭への支援を行い、子どもの成長、発達の見守りに努めていくことが必要です。

基本目標 2 子育てが楽しめる環境づくりの評価

小児医療費助成制度の対象年齢を小学校 3 年生から 6 年生に拡大し、制度の充実を図るとともに、子育て家庭に対して経済的支援を行いました。

また、子育ての不安や悩みなどについて、身近なところで気軽に相談できる相談体制の整備として、利用者の視点に立った多様なニーズに対応するサービスを提供し、地域社会全体で子育てをサポートしていく体制の強化に努めるとともに、新たに移動サロン「おやこひろば」を開設しました。また、「CSP 子育て練習講座」を平成 25 年度より開催回数を増やし、子育てに関する不安の軽減に努めました。

今後も、地域における子育て家庭の孤立化に起因する子育ての不安感や負担感を軽減するためにも、地域社会全体で子育てをサポートしていく体制を強化するとともに、子育ての情報発信を充実していくことや、青少年期の相談支援の充実も、より必要です。

基本目標3 子育てと仕事の両立支援の評価

本市では、保育サービスの充実を図るため、保育所の施設整備や民間保育所の開設により、定員の増を図り、待機児童の解消を進めることができました。また、延長保育と一時預かりを拡充しました。

今後も、保育サービスの質的向上を図るため、保育士を対象に研修を実施し、保育士の質の向上を図るとともに、引き続き待機児童の解消を進めていくことが必要です。

また、子どもを安心して預け、働けるよう、放課後児童クラブ（学童保育）への支援の拡充を図るなど、放課後の健全な居場所づくりを進めていくことが必要です。

基本目標4 個性と創造性を育む教育の充実の評価

小学校全校に臨床心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして派遣しました。

また、家庭への学習の機会や親子のふれあいの充実を図るため、移動サロンの開設場所を増やし、利用者のニーズに対応するとともに、お届けバラ講座の講座数を増やし、学習の機会を広げました。

子どもが豊かな幼児期を過ごすことができ、さらに社会で生きていく上で必要な人間としての調和的発達を目指すため、相談体制や学習機会を充実させ、家庭における教育力の向上を図ることが必要です。

基本目標5 子どもがのびのび育つまちづくりの評価

子どもが地域で安心して育つことができるよう、バリアフリー化や公園遊具などの更新、保育所園庭開放の拡充、交通安全教育を実施するなど環境整備に努めました。

また、子どもにさまざまな体験ができる場の提供や各活動の指導者の育成に努めました。

今後も引き続き安全・安心な環境づくりに努め、地域の人々との交流をとおした体験の場を提供していくとともに、子どもの遊びや体験活動を指導する人材を育成していくことが必要です。

基本目標6 子どもと家庭についての意識改革の評価

子どもの権利が尊重され、人権が保障されるとともに虐待の防止に努めるため、子どもを見守る地域でのネットワーク体制を強化し、虐待のケースごとに関係機関でチームを組み、適切な対応を行いました。

今後も、虐待に関する情報収集と関係機関との情報共有に努め、相談体制の整備を図り、早期の発見と対応を行うとともに、子育ての不安・悩みを持つ保護者への相談体制の充実が必要です。

5 綾瀬市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子ども・子育てを取り巻く現状や、ニーズ調査の結果、次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえ、課題を整理しました。

(1) 子育てと仕事の両立に向けて

現状と課題

本市では、少子化や核家族世帯の増加、就労環境などの社会環境の変化により、保護者のライフスタイルの多様化が進むなか、幼児期からの教育の重要性などと相まって、幼児教育・保育の充実が求められています。

今後も、女性の社会進出が増加していくことに伴い、教育・保育施設の利用希望も高くなることが考えられます。保護者が働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう教育・保育の施設などの充実を図っていくことが必要です。

(2) 子育てが楽しめる環境づくり

現状と課題

核家族世帯の増加などにより、地域のつながりが希薄化しています。

保護者が安心して子育てを行っていくためにも、悩みや不安を感じたときに相談ができる支援策が求められています。地域による子どもの活動支援や見守り、また、保護者同士の交流の場を通じた子育ての相談や情報交換ができる場が必要です。

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子どもの育ちと保護者の子育てを支援していくことが必要です。

(3) 個性と創造性を育む教育に向けて

現状と課題

人間形成の基礎は幼児期につくられ、子どものその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前からの家庭や地域における教育は大変重要なものとなります。いのちを尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験をとおして育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、いのちを大切に作る心や思いやりの心を養うとともに、子どもが社会の一員としての自覚や社会性を育み、自己実現を図ることができるよう社会性を醸成することが必要です。

また、障がいなどに配慮した対応や支援を行っていくことが必要です。

(4) 要保護・要支援児童への支援に向けて

現状と課題

児童虐待に対し、発生予防や早期発見・早期対応を行うことが必要であり、そのためにも児童相談所や関係機関などとの連携を図りながら、保護が必要な子どもと、その家族に対する支援が必要です。

また、障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活を送るためにも、障がいに対する社会的な理解が必要であるとともに、障がいのある子どもが自立し、社会参加できるようにしていくことが必要です。

(5) 子どもと家庭についての意識改革に向けて

現状と課題

子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができるよう、幼児期からの人権教育の充実を図ることが必要です。

喜びや楽しみを持って子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児をともに担い合うことが望めます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女共に多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。社会や家庭で男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく、役割と責任を分担していくことの大切さを、個人だけではなく社会や企業が理解していくことも重要です。

1 基本理念

この計画は、綾瀬市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、綾瀬市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果を踏まえ、綾瀬市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。



子どもが健やかに生まれ育ち、
安心して子育てのできる
まちづくり

子どもが健やかに生まれ育っていくことは、保護者や一人ひとりの子どもの幸せにつながります。保護者や子どもが安心して子育て・子育てできるためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、保護者も保護者として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

そこで、本市では、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、『子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てのできるまちづくり』を基本理念とし、本市の特色を生かしたまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 子育てと仕事の両立支援

安心して子育てをするためには、子育て家庭の多様化・高度化する保育ニーズに応えられるサービスの充実が必要です。

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、保育ニーズが増えているなか、定員増などを含めた保育受け入れ枠の拡充を検討するとともに、時間外保育や一時保育などの各種保育・子育て支援サービスの拡充を図ります。

また、子どもの健全な成長を支え、子どもを安心して預け、働けるよう、放課後児童クラブ（学童保育）の運営を支援し、放課後児童対策の充実を図ります。

男女が互いに尊重し合い、共に働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度をはじめ、子育てがしやすい就労環境の整備促進と普及啓発に努めます。

■ 基本方針

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 放課後児童の健全育成
- (3) 子育てしやすい就労環境づくり

基本目標2 子育てが楽しめる環境づくり

子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体などと連携しながら保育所や幼稚園などの機能を活かして、地域のなかで子育て支援体制の整備を図るとともに、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供していきます。また、子育て家庭や子育てサークルへの支援などを行うとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制など、地域全体で子育てへの支援を図ります。

妊娠・出産・育児などの、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子育て中の保護者やこれから保護者になる人が、出産や子育てについての知識を身につけたり、子どもに生活習慣や社会秩序などを教えたりすることができるよう、子育てに関する適正な情報の提供に努めます。また、子どもが安全・安心に遊べる環境をつくることをとおして、子どもの自主性や社会性を育成します。

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、経済的支援を充実し、負担の軽減に努めます。

■ 基本方針

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 子育ての相談・情報提供体制の充実
- (3) 子育て家庭への経済的支援
- (4) 母子保健・医療体制の充実
- (5) 子どもがいきいきと遊べる環境づくり



基本目標3 個性と創造性を育む教育の充実

人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心を持った子どもの健やかな成長を促す家庭教育・未就学児教育の充実を図ります。

また、次代を担う人づくりの基礎となる学校教育において、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する意欲や思考する力をつけることが必要であることから、子どもが、未来に向かって元気に明るくのびのびと育っていけるよう、学校教育の充実を図ります。

児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりするなかで、いのちの大切さを肌で実感するとともに、これからの社会で生きていく上で必要な人間としての調和的発達を目指すため、さまざまな体験機会を提供するとともに、教育の充実と地域活動の促進をとおして豊かな人間性の醸成を図ります。

■ 基本方針

- (1) 家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実
- (2) 豊かな体験活動の充実
- (3) 子どもを健やかに育む地域活動の促進

基本目標4 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

近年、ひとり親家庭、発達障がいのある子どもがいる家庭など、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な家庭が増加しています。

また、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安とストレスを抱えているともいわれています。これらのことが要因の一つとなり、子どもを虐待してしまう保護者が増えていることが社会問題となっています。

障がいのある子ども、虐待によりケアを必要とする子ども、ひとり親家庭及び生活困窮家庭などの配慮が必要な子どもや家庭を対象に、それぞれの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

■ 基本方針

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭などの自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

基本目標5 子どもと家庭についての意識改革

子どもの権利が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、子どもの人権について、普及啓発を図ります。

また、男女の社会的な性的差別をなくし、家庭における固定化した役割分担に対する認識を見直し、男女が互いに尊重し合い、共に支え合える社会の形成を目指して、男女共同参画による子育てを促進します。

すべての市民が子育ての問題を理解し、互いに支え合う環境づくりを推進します。

■ 基本方針

- (1) 子どもの人権の尊重
- (2) 男女が互いに担う家事、育児への支援
- (3) 社会全体で子育てを支援する意識啓発

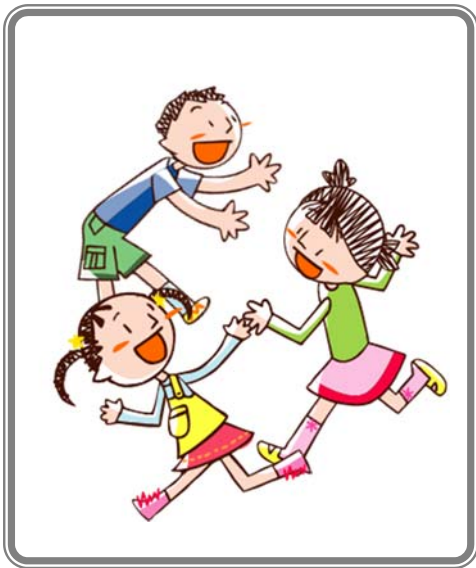


3 施策の体系



1 子育てと仕事の両立支援

(1) 多様な保育サービスの充実



○低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう、新たな民間保育施設の開設誘導など、民間活力導入を推進します。

○保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。

○保育コンシェルジュを市役所窓口などに設置し、就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、保育所のほか、一時預かり保育事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供して、利用者を支援します。

○保育所における保育の充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

○子育て支援を効果的に進めるため、専門知識や技術の習得を図ることを目的とした職員研修を実施し、保育所職員の質の向上を図ります。

○保育と教育のニーズに対応できるよう、幼保連携型認定こども園の開設誘導を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
利用者支援事業（保育コンシェルジュ）	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などのなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	—	2 か所新設	子育て支援課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	生後 3 か月から小学校 3 年生までの子どもについて、子育ての援助を受けたい人（利用会員）に子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、保育施設などへの送迎や子どもの一時預かりを援助会員の家で行うなど、会員同士で子育てを支援します。また、遊びとふれあいの場「ふぁみさぼサロン」を開催します。	会員 472 人 利用回数 延べ 777 件	高学年まで対象を拡大	子育て支援課
通常保育事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、保護者に代わって、一定の時間、保育所で保育を実施します。	8 園 定員数 744 人	11 園	子育て支援課
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で一時的に預かり、保育を実施します。	5 園	6 園	子育て支援課
延長保育事業	保育所の開所時間の 11 時間を延長し、保育二一ズに対応します。	延長 30 分 4 園 延長 1 時間 3 園 延長 1 時間 30 分 1 園	11 園	子育て支援課
病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期の子どもで、保護者の就労などの理由で保護者が保育できない場合に、保育士及び看護師などがある専用の保育室で保育を実施します。	—	1 か所新設	子育て支援課
保育士研修事業	保育所職員の質の向上を図るため、専門知識や技術の取得を目的とした研修事業を実施します。	2 回	継続実施	子育て支援課
障がい児保育推進事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、障がいがある子どもを、保護者に代わって、保育所で保育を実施する事業を推進します。	受け入れ可能な園 8 園	受け入れ可能な園 11 園	子育て支援課
保育所運営費補助事業	民間保育所に運営費の一部を補助し、民間保育所の経営基盤を強化し、入所児童の処遇改善を図ります。	市内 6 園 市外 26 園 利用児童数 延べ 7, 232 人	継続実施	子育て支援課
認可化移行運営費支援補助事業	認可を目指す認可外保育施設に運営費の一部を補助し、認可外保育施設で保育されている子どもの処遇改善を図るとともに、認可外保育施設の認可化を推進します。	市外 17 園 延べ 475 人	継続実施	子育て支援課
事業所内保育施設設置促進事業	事業所内保育施設を設置する事業主に補助し、設置促進を図ります。	2 か所	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園の預かり保育事業	通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請などに応じて、預かり保育を行います。	9 園	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園等就園奨励費補助事業	幼稚園などに就園する 3 ～ 5 歳児の保護者に対して保育料などを補助し、就園の奨励と幼児教育の振興を図ります。	補助対象児童数 1, 603 人	継続実施	子育て支援課

(2) 放課後児童の健全育成

- あやせっ子ふれあいプラザ事業は、全児童を対象に安全・安心な活動拠点を設け、地域の協力を得ながら、異年齢児童との交流の場を提供します。また、体験や活動の機会の場を拡大するための多様なプログラムを提供します。
- 放課後児童健全育成事業では、放課後児童クラブの施設整備や運営支援を進め、「小1の壁※」の解消に努めます。
- 児童館は、子どもに健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進し、情操を豊かにするための活動拠点として、施設の適切な管理・運営を行い、児童の健全育成を推進します。
- あやせっ子ふれあいプラザ事業と放課後児童健全育成事業の連携又は一体的による実施、さらには児童館を含めた3事業の連携を図り、効果的・効率的な放課後児童対策事業の推進に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課	
あやせっ子ふれあいプラザ事業	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校（10 プラザ）実施	継続実施	青少年課	
放課後児童健全育成事業	仕事や病気などの理由で昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後などに保護者に代わって適切な保育を実施します。	9 小学校区 12 クラブ	10 小学校区 15 クラブ	青少年課	
児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の施設整備と維持管理を行います。	3 児童館 306 日 延べ 28,666 人	継続実施	青少年課	
放課後子ども総合プラン	放課後子ども総合プランの推進	すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内などで、あやせっ子ふれあいプラザ事業と放課後児童健全育成事業を連携又は一体的な事業の推進に努めます。	—	6 小学校区	青少年課
	放課後児童クラブの設置推進	放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブの整備を進めます。	—	6 小学校区	青少年課

※小1の壁：保育所では、延長保育があるところも多く、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえます。しかし、小学校入学後、放課後児童クラブでは通常 18 時で終わってしまうところも多く、子どもを夜間まで預けることが困難になります。また、小学生になると、時短勤務制がなくなる企業も多く、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られる保護者が多くいるのが現状です。
このように主に、共働き家庭において、子どもを保育所から小学校に上げる際に直面する社会的な問題をいいます。

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課	
放課後子ども総合プラン	一体型の推進	放課後児童健全育成事業とあやせっ子ふれあいプラザ事業との一体型の検討を進めます。	—	—	青少年課
	あやせっ子ふれあいプラザ事業の推進	あやせっ子ふれあいプラザ事業の充実を図ります。	全校（10 プラザ）実施	継続実施	青少年課
	一体的又は連携による実施のための具体的方策	あやせっ子ふれあいプラザ事業と放課後児童健全育成事業の一体的な実施に向けて、あやせっ子ふれあいプラザで実施する活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加することで両事業の連携を進めます。	—	6 小学校区	青少年課
	余裕教室の活用に向けた具体的な取り組み	余裕教室の提供については、教育委員会や関係機関と連携を図りながら、調整を進めます。	—	—	青少年課
	教育委員会との連携強化	余裕教室を活用するにあたっては、教育委員会と連携を図りながら進めます。	—	—	青少年課
	開所時間延長に向けた取り組み	放課後児童クラブの開所時間の延長については、保護者のニーズに基づき検討します。	—	—	青少年課

(3) 子育てしやすい就労環境づくり

- 家事・育児などの講座を実施し、意識啓発や地域への情報提供を行い、男女が共に協力して子育てができる環境づくりを推進します。
- 男女共に仕事と生活の調和の取れた環境整備を実現するため、男女雇用機会均等法、育児休業法などの普及を図るとともに、企業に対する意識啓発に努めます。
- 男女平等な雇用など就労環境の整備、仕事と家庭生活の調和の実現に向けて、講演会の開催などによる意識啓発に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
子育て支援センター事業	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2 か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3 か所	子育て支援課
男女共同参画講演会	男女が社会のあらゆる場面で共に自らの意思で参画できる環境の実現に向けて、その背景や状況、取り組みや制度などについて理解と関心を深めるとともに、男女がお互いの人権を尊重し合うことの大切さを学び、男女共同参画社会の実現に向けて講演会を開催します。	1 回	継続実施	市民課
情報誌「すてきに生きよう」の発行	男女がいつもいきいき輝いて、すてきに生きる願いをこめて、男女共同参画社会の実現を目指す情報誌を発行します。	年 1 回	継続実施	市民課
母親・父親教室	妊娠・出産の基礎知識の普及と仲間づくりを行います。	年 4 コース	継続実施	保健医療センター
仕事と家庭生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランス促進のため、関係機関からのチラシを配架します。またワーク・ライフ・バランス情報をホームページに掲載します。	ホームページ掲載	継続実施	商工振興課
事業所内保育施設設置促進事業（再掲）	事業所内保育施設を設置する事業主に補助し、設置促進を図ります。	2 か所	継続実施	子育て支援課
妊婦健康相談	母子健康手帳発行時の健康相談を行います。	全数	継続実施	保健医療センター
マタニティマークの啓発	妊産婦にやさしい環境づくりのため、母子健康手帳発行時にキーホルダーの配布を行います。	全数	継続実施	保健医療センター
公民館講座事業（家庭教育学級）	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間づくりのきっかけとします。	6 講座 19 日間 152 人 延べ 320 人	継続実施	中央公民館

2 子育てが楽しめる環境づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

- 子育て支援センターを拠点とした地域における支援のネットワークづくりを進め、利用者へ多様な子育て支援のサービスや情報の提供など、総合的な子育て支援体制を目指します。
- 子育て支援の拠点となっている子育て支援センターの整備を進め、相談からサービスまで一元的に行うことができるように、子育て支援センターの機能の拡充を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
利用者支援事業（保育コンシェルジュ）（再掲）	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などのなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	—	2 か所新設	子育て支援課
子育て支援センター事業（再掲）	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2 か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3 か所	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	生後 3 か月から小学校 3 年生までの子どもについて、子育ての援助を受けたい人（利用会員）に子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、保育施設などへの送迎や子どもの一時預かりを援助会員の家で行うなど、会員同士で子育てを支援します。また、遊びとふれあいの場「ふぁみさぼサロン」を開催します。	会員 472 人 利用回数 延べ 777 件	高学年まで対象を拡大	子育て支援課
食生活改善推進協議会事業	食育・地産地消の普及啓発のためのレクリエーションと試食を行います。	1 回	継続実施	保健医療センター
一時預かり事業（再掲）	一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で一時的に預かり、保育を実施します。	5 園	6 園	子育て支援課
公民館講座事業（子育てサロン）	季節に応じた遊びをとおして、親子のふれあい、育児の楽しさを学びます。また、参加者同士の交流と子育ての情報交換を図ります。	3 講座 18 日間 延べ 911 人	継続実施	中央公民館

(2) 子育ての相談・情報提供体制の充実

- 子育て支援センターを拠点として、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。
- 発達障害や心の悩み、非行問題などで困っている青少年や保護者などの相談体制の充実に努めます。
- 子育てについて、保護者がひとりで悩みを抱えないように、インターネットや広報、子育て支援施設、民間施設などのあらゆる機会や場所を活用して子育て支援の情報発信を推進します。
- 子育て中の外国人家庭への支援として、市役所内に配置された行政通訳員などを利用して、情報提供や行政サービスの利用手続きなどの支援、外国語による印刷物などによる情報提供を推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
利用者支援事業（保育コンシェルジュ）（再掲）	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などのなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	—	2 か所新設	子育て支援課
子育て相談員による相談事業	子育て相談員が、子育てに対する不安や悩み、しつけ、児童虐待に関する相談やアドバイスを行います。	相談員 1 人常駐	相談員 2 人常駐	子育て支援課
子育て支援センター事業（再掲）	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2 か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3 か所	子育て支援課
教育相談事業	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1 か所 相談件数 896 件	継続実施	教育研究所
スクールカウンセラー派遣事業	小学校全校に市雇用の臨床心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校 10 校へ 教育心理相談員 3 人を週 1 回派遣	継続実施	教育研究所
特別支援教育相談事業	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。 保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員 1 人	継続実施	教育指導課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
C S P (子育て練習講座)	少人数グループで子どもの褒め方、叱り方をわかりやすく学ぶC S P (COMMON SENSE・PARENTING) という手法を使い、しつけの練習をするなかで子育てのイライラやストレスを減らし、良好な親子関係を築くことを目的に行います。	2 回各 2 日間 延べ 38 人	継続実施	子育て支援課
新生児、乳幼児訪問事業	新生児及び産婦、乳児への訪問による育児支援、産後うつチェックシート (エジンバラ) を実施し、支援を行います。	新生児 76 人 乳児 193 人	継続実施	保健医療センター
未熟児 (低出生体重児) 訪問事業	低出生体重児 (2,500 g 未満) 及び産婦への訪問による育児支援、産後うつチェックシート (エジンバラ) を実施し、育児支援を行います。	40 人	継続実施	保健医療センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	710 人	継続実施	保健医療センター
フォロー教室 (なかよしサークル)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	24 回	継続実施	保健医療センター
乳幼児健診時心理相談事業	健診で言葉などの発達が心配な幼児を対象に臨床心理士による相談を行います。	1 歳 6 か月健診 12 回 3 歳 6 か月健診 12 回	継続実施	保健医療センター
いきいき健康・食事相談	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	1,079 件	継続実施	保健医療センター
青少年相談事業	ひきこもりや不登校、対人関係、家庭生活、家族問題など非行や身上問題などで悩みを抱える 16 歳から概ね 29 歳までの青少年や若者、又は保護者などからの相談に応じます。	相談員 2 人 相談件数 93 件	継続実施	青少年課
青少年相談員の講師派遣、訪問相談	市内の高校などからの個別的な支援が必要な生徒などについて学校関係者からの相談に応じます。また、関係者からの要請により、家庭などを訪問して面接相談を行います。	相談員 2 人	継続実施	青少年課
子育て支援情報誌の発行	子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」の配布を行います。	「子育てハンドブック」の随時配布	継続実施	子育て支援課
「あやせの児童福祉」の発行	子どもが生まれたときや転入してきたときなどに各種手当てや助成事業、子育て相談など具体的な案内をするための冊子を発行します。	1 回	継続実施	子育て支援課
「あやせ健康だより」の発行	健診、相談などの事業内容を掲載し、情報発信を行います。	—	年 1 回発行	保健医療センター
市役所窓口での通訳サービス	外国人市民の市役所窓口での手続きや相談などに対応するため、ポルトガル語、スペイン語の行政通訳員を配置します。	(ポルトガル語) 毎月第 1 月曜日 (スペイン語) 毎月第 1 水曜日	継続実施 平成 26 年度よりベトナム語 (毎月第 1 火曜日) を追加配置	市民協働課

(3) 子育て家庭への経済的支援

- 小児医療費助成制度については、国の動向などを踏まえ、制度の充実を検討します。
- 児童手当、児童扶養手当、就学援助金、奨学金の給付など子育て家庭への経済的支援に努めるとともに、制度の充実について国・県に働きかけていきます。
- 妊婦健康診査費用助成や出産育児一時金などの妊婦・出産時における経済的支援を行います。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
児童手当、児童扶養手当	中学校修了前までの子どもを養育している保護者（児童手当）や父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父など（児童扶養手当）へ手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	児童手当 延べ 137,531 人 児童扶養手当 延べ 2,090 人	継続実施	子育て支援課
小児医療費助成事業	小学 6 年生修了前の子どもの入院と通院、中学生の子どもの入院など、子どもが医療機関にかかった場合、健康保険の自己負担分を助成します。	対象学年 通院：小学 6 年生まで 入院：中学生まで	継続実施	子育て支援課
奨学金給付事業	経済的理由により高等学校などでの就学が困難な生徒の保護者に対して、学費の一部を援助します。	給付対象者 延べ 148 人	継続実施	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	要保護生活保護世帯 100% (120 人) 準要保護申請・審査で給付 (1,572 人)	継続実施	学校教育課
私立幼稚園等就園奨励費補助事業（再掲）	幼稚園などに就園する 3～5 歳児の保護者に対して保育料などを補助し、就園の奨励と幼児教育の振興を図ります。	補助対象児童数 1,603 人	継続実施	子育て支援課
妊婦健康診査費用助成	妊婦健康診査で利用できる健診補助券（14 回分）を発行し、費用の一部を助成します。	14 回	継続実施	保健医療センター
出産育児一時金	国民健康保険被保険者の出産育児に対して、経済的な軽減を図るため、出産育児一時金を支給します。	150 人	継続実施	保険年金課
三世代ファミリー一定住助成事業	離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代家族が、市内で同居又は近隣居住するための住宅取得や住宅リフォームに要する費用を助成します。	—	平成 27 年度より実施	都市整備課

(4) 母子保健・医療体制の充実

- 子どもの健やかな成長を支援し、心身の健康づくりや疾病の早期発見のため、乳幼児健診を実施していきます。
- 母子健康手帳発行時から健康相談、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健康診査、育児相談などの育児支援事業を実施し、子育てに関する情報を提供するとともに育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。
- 医師会、綾瀬・座間・海老名・大和の4市が協力し、休日・夜間における小児救急医療 24 時間体制を維持します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
妊婦健康診査費用助成 (再掲)	妊婦健康診査で利用できる健診補助券(14 回分)を発行し、費用の一部を助成します。	14 回	継続実施	保健医療センター
乳幼児健診	乳幼児対象の健診(4~5 か月、8~10 か月、3 歳 6 か月)、育児・栄養相談を行います。	各 12 回	継続実施	保健医療センター
2 歳児歯科健診	歯科健診、育児・栄養相談を行います。	12 回	継続実施	保健医療センター
乳幼児、小・中学生の予防接種	予防接種法に基づく定期接種を行います。	接種率 80%以上	継続実施	保健医療センター
妊婦健康相談 (再掲)	母子健康手帳発行時の健康相談を行います。	全数	継続実施	保健医療センター
新生児、乳幼児訪問事業 (再掲)	新生児及び産婦、乳児への訪問による育児支援、産後うつチェックシート(エジンバラ)を実施し、支援を行います。	新生児 76 人 乳児 193 人	継続実施	保健医療センター
未熟児(低出生体重児)訪問事業(再掲)	低出生体重児(2,500g 未満)及び産婦への訪問による育児支援、産後うつチェックシート(エジンバラ)を実施し、育児支援を行います。	40 人	継続実施	保健医療センター
乳児家庭全戸訪問事業 (再掲)	生後 4 か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	710 人	継続実施	保健医療センター
1 歳児歯科育児相談	口腔内観察、歯磨き指導、育児・栄養相談を行います。	12 回	継続実施	保健医療センター
子ども健康相談	発育発達などについての育児・栄養相談を行います。	24 回	継続実施	保健医療センター
いきいき健康・食事相談 (再掲)	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	1,079 件	継続実施	保健医療センター
母親・父親教室 (再掲)	妊娠・出産の基礎知識の普及と仲間づくりを行います。	年 4 コース	継続実施	保健医療センター

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
離乳食ゴックン教室 離乳食カミカミ教室	離乳食の作り方についての講話と試食、発育発達の確認、仲間づくりを行います。	各 6 回	継続実施	保健医療センター
子育て教室	兄弟姉妹のかかわり方と育児の不安を解消するための教室を行います。	2 回	継続実施	保健医療センター
フォロー教室 (なかよしサークル) (再掲)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	24 回	継続実施	保健医療センター
小児救急医療	24 時間 365 日の二次救急医療体制を維持します。	100%	継続実施	保健医療センター
保育所における栄養士、保育士などによる食に関する学習の機会	綾瀬市児童福祉施設における食育実施基準に基づき、保育所在園児と保護者に対して食育を実施し、園児の食を営む力の基礎を育みます。	栄養士による食に関する学習の機会 年 6 回×2 園 (4・5 歳児) 年 6 回×2 園 (5 歳児) 保育士による食に関する学習の機会 毎食 57,331 食 地場産物生産者に関する学習の機会 年 4 回×2 園 園児の食材に触れる機会 13 回×3 園 行事食テーマ献立 44 回×3 園	継続実施	子育て支援課
栄養教諭・学校栄養職員による支援	学校訪問、保護者試食会、給食センター見学時などにおいて食育指導を行います。	学校訪問による指導 小学校 6 学年 64 クラス 中学校 3 学年 10 クラス 保護者試食会 10 校 15 回 小学校 1 年生 事前指導 9 校 24 クラス 給食センター見学時の指導 5 校 13 クラス	継続実施	学校教育課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
子育て支援センターにおける食に関する学習の機会	綾瀬市児童福祉施設における食育実施基準に基づき、家庭で保育を行う保護者に食育を実施します。食事相談や食育講話を行い、食事面から子育てを支援します。	健康支援 (子育て支援センター、大上サロン室) 年 24 回 赤ちゃんデー 年 24 回 赤ちゃんサロン 年 11 回 食育講座 年 1 回	継続実施	子育て支援課
医療機関からの継続支援事業	医療機関からの依頼ケースへの訪問、育児支援を行います。	100%	継続実施	保健医療センター

(5) 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

- 公園の適切な管理を行い、子どもが安心して遊べる安全で快適な公園の整備を推進し、魅力ある公園づくりを進めます。
- 遊具などの公園施設の点検、補修を行い、安全に公園で遊べるよう適切な維持管理を行います。
- さまざまな場所や道具などを活用しながら、年齢、障がいの有無に関係なく、子どもが自由に遊べる場や居場所づくりを進めます。
- 交通安全や非行の未然防止など、子どもを守る活動と安全対策を推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
都市公園設置事業	子どもが安全で安心して遊べる遊具を提供し、憩いと安らぎの場として魅力ある公園整備を推進します。また、遊具などの公園施設の点検、修繕を実施し、適正な維持管理を行います。	もみじ・寺尾北・寺尾台・比留川第3・釜田第2・小園台第2・鶴ヶ岡地域・堀之内・蓼川北・やぶね地域公園の複合遊具などを更新	継続実施	みどり政策課
保育所の園庭開放	開放日に保育所の園児と一緒に体操をしたり、自由に遊んだりするなど、地域の子育て交流の場として園庭を開放します。	7園	9園	子育て支援課
ドリームプレイウッズ事業	地域の自然環境を活用し、子どもに自然体験の機会を設け自由な遊びをとおして、自主性・創造性を育む拠点としての森の遊び場づくりを支援します。	子どもの冒険遊び場 来森者数 17,000人	継続実施	青少年課
児童館運営事業（再掲）	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の施設整備と維持管理を行います。	3児童館 306日 延べ28,666人	継続実施	青少年課
あやせっ子ふれあいプラザ事業（再掲）	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校（10プラザ）実施	継続実施	青少年課
あやせ 110 番の家事業	子どもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ 110 番の家（市民協力）」を市内各所に設置します。	911か所	956か所	青少年課
街頭補導活動事業	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしている子どもに注意、指導を実施します。	相談員1人 126回	継続実施	青少年課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
交通安全教育 事業	幼稚園・保育所及び小・中学校からの要請に基づき、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。	小・中学校 11 回 幼稚園・保育所 12 回	継続実施	市民協働課
防犯ブザー貸 与事業	登下校の安全確保のため、毎年小学校新 1 年生全員に防犯ブザーを配付することにより、全児童が防犯ブザーを携帯できるようにします。	小学校の新入 学 1 年を対象 とし、学校に 835 個貸与	継続実施	教育総務課
通学路交通安 全対策事業	学校・P T Aからの要望を受け、市役所内関係各課と協議を重ね、通学路の安全確保が図られるよう対策を進めます。 また、横断歩道や信号機などの交通安全施設整備については、大和警察署と連携を図り、児童生徒の安全確保を図ります。	通学路におけ る通学児童の 交通安全対策、 通学路へ防護 柵、再カラー舗 装、区画線など を設置し、交通 安全施設を整 備	継続実施	市民協働課 道路課 学校教育課

3 個性と創造性を育む教育の充実

(1) 家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実

- 家庭における教育力の向上を図るため、地域家庭教育講座などの生涯学習事業を行います。
- 小・中学校と連携して、授業改善による基礎・基本の確実な定着を目指し、学ぶ意欲を育てるための校内研究体制の充実に努めます。
- 児童・生徒の心身の健全な育成及び教育の充実を図るため、相談体制の整備を進めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
教育相談事業 (再掲)	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1 か所 相談件数 896 件	継続実施	教育研究所
学習支援者派遣事業	通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒の学習支援として、チームティーチングや個別指導を行う人材を小・中学校に派遣します。	15 校 17 人分 (各校 1 人＋ 学校の状況に 応じて期間限 定で配置)	継続実施	教育指導課
スクールカウンセラー派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の臨床心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校 10 校へ 教育心理相談 員 3 人を週 1 回派遣	継続実施	教育研究所
特別支援教育 相談事業 (再掲)	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。 保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員 1 人	継続実施	教育指導課
介助員派遣事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒の生活を円滑にするとともに、安全を確保することができるよう、小・中学校に介助員を配置します。	看護介助員 1 人を含む介助 員 27 人	継続実施	教育指導課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
適応指導教室 事業	不登校児童・生徒を対象に、カウンセリング、教科指導、集団での活動などを組織的かつ計画的に行い、児童・生徒の自主性及び主体性の育成を図り、適応能力の向上と社会的な自立ができるよう支援します。	専任教諭 1 人 教育（心理）相談員 1 人（拠点 小学校 2 校へ 週 1 回ずつ派遣） 教育（一般）相談員 3 人	継続実施	教育研究所
私立幼稚園施設整備費補助 事業	幼稚園の設備整備について補助し、より良好な環境のもとで幼児教育の推進を図ります。	9 園	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園等 就園奨励費補助 事業（再掲）	幼稚園などに就園する 3～5 歳児の保護者に対して保育料などを補助し、就園の奨励と幼児教育の振興を図ります。	補助対象児童 数 1,603 人	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園特別 支援教育費補助 事業	障がい児を受け入れる幼稚園に補助を行い、特別支援教育を推進します。	4 園（12 人）	継続実施	子育て支援課
子育て支援セ ンター事業 （再掲）	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2 か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3 か所	子育て支援課
公民館講座事 業（家庭教育 学級）（再掲）	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間づくりのきっかけとします。	6 講座 19 日間 152 人 延べ 320 人	継続実施	中央公民館

(2) 豊かな体験活動の充実

- 自然とふれあう機会や地域の人との交流などとおした体験学習の場を提供します。
- 本市の歴史や伝統文化にふれる機会の充実を図ります。
- 各種イベントを開催し、子育て家庭と地域との交流、世代間交流を推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3か所	子育て支援課
農業見学会	農業理解、地場産物PRのための市内農家へのバス見学会を実施します。	年 1 回	継続実施	農業振興課
ドリームプレイウッズ事業 (再掲)	地域の自然環境を活用し、子どもに自然体験の機会を設け自由な遊びをとおして、自主性・創造性を育む拠点としての森の遊び場づくりを支援します。	子どもの冒険 遊び場 来森者数 17,000 人	継続実施	青少年課
あやせわんぱくプラザ事業	市内在住の幼児から中学生を対象に心のふれあいや体験をとおして自ら進んで参加することの大切さや仲間との連帯感などを実感できる事業を提供します。	ブロンズメダル (10 ポイント) 75 個 シルバーメダル (30 ポイント) 44 個 ゴールドメダル (50 ポイント) 20 個	継続実施	青少年課
少年リーダー研修会	小学生 (4~6年生) を対象に野外教育施設を利用して、野外炊事体験などとおして、異年齢の子ども達が規律ある集団生活を共に送ることで指導の仕方や協調性を養い、地域の少年リーダーに必要な技術を身につける研修会を実施します。	1 回 3 日間開催 参加人数 29 人	継続実施	青少年課
こどものまち「ミニあやせ」	子ども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業をとおして社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1 回	継続実施	青少年課
親子ふれあい農業体験事業	小学生以下の親子を対象に、圃場で野菜の種まきや収穫などの農業体験を実施します。	8 回 参加人数 19 組 79 人	継続実施	農業振興課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
あやせ文化芸術祭事業	未就学児から小・中学生を含め市民が、作品などの出展や出演することができるような場づくりや、優れた作品などを鑑賞することができるようなあやせ文化芸術祭を開催します。	1 回	継続実施	生涯学習課
公民館講座事業（わんぱくスクール）	普段の学習では味わえない学びの楽しさを知ってもらうため、小学生などを対象として、夏休みに理科や生物などの体験学習を中心とした講座を開催します。	8 講座 8 日 48 人	継続実施	中央公民館
文化財保護啓発事業	小学生を対象に「勾玉作り教室」を開催します。市内の遺跡からも出土している古代の装飾具「勾玉」を自分で作ることにより、文化財への興味、関心を育みます。	1 回	継続実施	生涯学習課
スポーツ教室開催事業	水泳、野球、バレーボールなど、各種教室を開催し、生涯スポーツ活動の推進を図ります。	参加人数 延べ 2,000 人	継続実施	スポーツ課
あやせ健康ファミリーマラソン大会	家族や友人と走ることにより、生涯スポーツ及び健康に対する意識の向上、家族などの絆を深めることを目的に開催します。	参加人数 360 人	継続実施	スポーツ課
市駅伝競走大会	スポーツへの関心と健康及び体力の維持増進を図ることを目的に開催します。	参加人数 790 人	継続実施	スポーツ課
スポーツフェスティバル	体力テスト、ショートテニス、カローリングなど、子どもから高齢者まで手軽にスポーツに親しむことができる種目を紹介し、生涯スポーツを推進します。	参加人数 96 人	継続実施	スポーツ課
学校体育施設開放事業	学校の体育館や校庭などを一般市民に開放し、身近でスポーツができる環境を提供します。	利用延べ人数 255, 258 人	継続実施	スポーツ課
小学校への音楽アウトリーチ事業	文化芸術への興味や関心の高揚を図るため市内の小学校に出向き、小学校児童へ優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。	—	平成 26 年度より実施	生涯学習課
あやせゼロの日運動	子どもの健康的な生活習慣を定着させ、豊かな心を育成するため、毎月ゼロのつく日（10 日・20 日・30 日）はテレビやゲームを一休みして、家庭での読書、家族の会話やふれあいなど、家族の時間を充実することを目的とし、運動を展開します。	毎月 10 日・20 日 ・30 日の 3 回	継続実施	生涯学習課
健康子どもフェスティバル	未来へつなぐ元気な子どもの健やかな成長を願い、親子の絆を深める機会を提供し、健全な育成を図るとともに、世代・地域を越えた市民の健康づくりを目的に「健康子どもフェスティバル」を開催します。	荒天のため 中止	年 1 回	子育て支援課 保健医療センター 青少年課

(3) 子どもを健やかに育む地域活動の促進

○市民や関係機関及び団体と連携し、子どもを有害環境から守る地域社会づくりを目指します。

○地域ぐるみで子どもを守り育てていく活動を行う各種青少年育成団体を支援します。

○保護者や家庭をはじめとし、子育てにかかわる市民・事業者・地域活動団体などについて、基本的な役割分担を明らかにした「綾瀬市青少年健全育成活動指針」に基づき、実効性がある仕組みと人材の育成・配置を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2 か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3 か所	子育て支援課
子どもふれあいフェスティバル事業	レクリエーションゲームなどの体験をとおして、市内の子どもや厚木基地の小学生とふれあい、交流を深め、子どもの創造性や自主性、社会性を育てるための事業を実施します。	荒天のため 中止	継続実施	青少年課
あやせ 110 番の家事業 (再掲)	子どもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ 110 番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	911 か所	956 か所	青少年課
街頭補導活動事業(再掲)	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしている子どもに注意、指導を実施します。	相談員 1 人 126 回	継続実施	青少年課
青少年育成団体等補助事業	地域ぐるみで子どもを守り、育てていく活動を行う青少年育成団体の活動などを支援します。	4 団体	継続実施	青少年課
青少年サポーター養成事業	青少年関連団体などのサポートをする支援・指導者として青少年サポーターを養成するための講座を実施します。	1 回 3 日間開催 参加人数 8 人	継続実施	青少年課
健康あやせ普及員事業	ラジオ体操などを実施し、次世代交流を行います。	自治会 14 地区 11 回 延べ 2,331 人	継続実施	保健医療センター
食生活改善推進協議会事業 (再掲)	食育・地産地消の普及啓発のためのレクリエーションと試食を行います。	1 回	継続実施	保健医療センター
食育教室	食育の普及啓発のための体験型教室を行います。	4 回	継続実施	保健医療センター 農業振興課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
交通安全教育 事業（再掲）	幼稚園・保育所及び小・中学校からの要請に基づき、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。	小・中学校 11回 幼稚園・保育所 12回	継続実施	市民協働課
通学路交通安 全対策事業 （再掲）	学校・P T Aからの要望を受け、市役所内関係各課と協議を重ね、通学路の安全確保が図られるよう対策を進めます。 また、横断歩道や信号機などの交通安全施設整備については、大和警察署と連携を図り、児童生徒の安全確保を図ります。	通学路における通学児童の交通安全対策、通学路へ防護柵、再カラー舗装、区画線などを設置し、交通安全施設を整備	継続実施	市民協働課 道路課 学校教育課



4 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 保健、福祉、医療、教育、児童相談所など関係機関による「要保護児童対策地域協議会」の緊密な連携により、虐待の防止、早期発見、被虐待児への対処などについて適切かつ迅速に対応します。
- 保護者に対する相談機能を強化するとともに、虐待を防ぐための保護者への支援を充実します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
児童虐待防止ネットワーク	保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を組織し、児童虐待の防止・早期発見・介入・支援を行います。	代表者会 1 回 専門部会 6 回 情報共有会議 6 回 虐待通報受理件数 64 件	継続実施	子育て支援課
人権啓発事業	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。 また、PTA・社会教育団体・市民などを対象にした「人権を考える講演会」を開催することで、子どもの人権など、身の回りにある「差別」「人権侵害」など、人権意識の向上を目指します。	人権啓発映画会 1 回 人権を考える講演会 1 回	継続実施	市民課 生涯学習課
DV相談	DV被害者などへの適切なアドバイスや被害防止、救済などを図ります。	週 1 回	継続実施	市民課
子育て相談員による相談事業(再掲)	子育て相談員が、子育てに対する不安や悩み、しつけ、児童虐待に関する相談やアドバイスを行います。	相談員 1 人常駐	相談員 2 人常駐	子育て支援課
新生児、乳幼児訪問事業(再掲)	新生児及び産婦、乳児への訪問による育児支援、産後うつチェックシート(エジンバラ)を実施し、支援を行います。	新生児 76 人 乳児 193 人	継続実施	保健医療センター
未熟児(低出生体重児)訪問事業(再掲)	低出生体重児(2,500g未満)及び産婦への訪問による育児支援、産後うつチェックシート(エジンバラ)を実施し、育児支援を行います。	40 人	継続実施	保健医療センター
乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	生後 4 か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	710 人	継続実施	保健医療センター
フォロー教室(なかよしサークル)(再掲)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	24 回	継続実施	保健医療センター

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
乳幼児健診時 心理相談事業 (再掲)	健診で言葉などの発達に心配な幼児を対象に臨床心理士による相談を行います。	1歳6か月健診 12回 3歳6か月健診 12回	継続実施	保健医療センター
いきいき健康 ・食事相談 (再掲)	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	1,079件	継続実施	保健医療センター
スクールカウンセラー派遣 事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の臨床心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校 10 校へ 教育心理相談員 3 人を週 1 回派遣	継続実施	教育研究所
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3か所	子育て支援課
医療機関からの継続支援事業 (再掲)	医療機関からの依頼ケースへの訪問、育児支援を行います。	100%	継続実施	保健医療センター
養育支援訪問	養育支援が必要であると判断した家庭に対して訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	14人	継続実施	保健医療センター
CSP (子育て練習講座) (再掲)	少人数グループで子どもの褒め方、叱り方をわかりやすく学ぶCSP (コモンセンス・ペアレンティング) という手法を使い、しつけの練習をするなかで子育てのイライラやストレスを減らし、良好な親子関係を築くことを目的に行います。	2回各2日間 延べ 38 人	継続実施	子育て支援課

(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

〇ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと就業を両立させることができるよう、保育所や放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭などの児童（18 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間）及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者 1,658 人	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭等児童就学援助事業	小・中学校・高等学校の入学時などの児童を監護しているひとり親家庭などに、入学時などに必要な費用の一部を助成することにより、生活を支援し、福祉の増進を図ります。	100% 310 人	継続実施	子育て支援課
母子・父子自立支援員相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	支援員 1 人	継続実施	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給し、自立の促進を図ります。	利用件数 0 件	継続実施	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で 2 年以上修業する場合、訓練促進給付金や修了支援給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。	利用件数 2 件	継続実施	子育て支援課
助産措置事業	妊産婦が健康上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産ができないとき、助産施設に入所の手続きをとります。	2 件	継続実施	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県事業）	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている貸付制度の相談や申請などの支援を行います。	11 件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等緊急貸付事業	母子・父子・寡婦福祉資金（県事業）の貸付を申請する者で、その貸付金を受けるまでの間、緊急に貸付が必要となった場合に、一時的に貸付を行うことにより、母子家庭などの経済的自立と子どもの福祉向上を図ります。	0 件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等利子補給事業	母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金（県事業）の貸付を受け、その年度分の償還を完了している者へ、その年度に返済した利子相当分を補給することにより、福祉の増進に寄与します。	0 件	継続実施	子育て支援課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
母子・父子・ 寡婦福祉連絡 協議会補助事 業	母子福祉団体などに対する補助により、ひとり 親家庭の相互扶助を図ります。	1 団体 (休会中)	継続実施	子育て支援課



(3) 障がい児施策の充実

- 障がいのある子どもの訓練や指導の充実を図り、子どもの成長、発達促進に努めます。
- 日常生活に必要な基本的な生活習慣を教える児童発達支援や、障がい児施設で指導経験のある保育士などが保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適應するための支援を行う保育所等訪問支援及び放課後や夏休みなどにおいて、生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスなどの必要な支援を、身近な場所で受けられることができる体制づくりを進めます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用する前に障害児支援利用計画を作成し、その後一定期間ごとにモニタリングを行う障害児相談支援に必要な支援を、身近な場所で受けられることができる体制づくりを進めます。
- 居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援などの必要な支援を、身近な地域で受けられることができる体制づくりを進めます。
- 身近な場所で、教育・保育等を利用できるようにするための必要な支援を行います。
- 障がい児やその家族に対し、療育についての情報提供や相談支援等を行います。また、在宅で生活する重症心身障がい児者が安心して地域で暮らせるように、短期入所や居宅介護、児童発達支援等のサービスの充実について検討します。
- 障がいのある子どもの生活、進路などについて相談を行い、自立の支援に努めます。
- 研修会などを実施し、障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がい児を受け入れる機関・施設への援助を行い、幼児期からの障がいの有無に関係なく子ども同士の交流を進めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
在宅障害児機能訓練事業	障がい児の機能回復訓練及び言語訓練などを定期的に実施します。	機能訓練 延べ 229 人 言語訓練 延べ 216 人	継続実施	障がい福祉課
介助員派遣事業（再掲）	特別支援学級に在籍する児童・生徒の生活を円滑にするとともに、安全を確保することができるよう、小・中学校に介助員を配置します。	看護介助員 1 人を含む介助員 27 人	継続実施	教育指導課
就学指導委員会事業	支援を必要とする児童・生徒の就学先について教育委員会から諮問を受け審議し、その児童・生徒に必要な支援について考え、学級の指定について答申します。	5 回	継続実施	教育指導課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
学習支援者派遣事業（再掲）	通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒の学習支援として、チームティーチングや個別指導を行う人材を小・中学校に派遣します。	15 校 17 人分 (各校 1 人＋学校の状況に応じて期間限定で配置)	継続実施	教育指導課
ことばの教室入級相談	吃音や構音障害、言葉の発達に支援が必要な児童の通級教室の入級相談、指導の見学の案内などをします。	1 回	継続実施	教育指導課
障がい児保育推進事業（再掲）	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、障がいがある子どもを、保護者に代わって、保育所で保育を実施する事業を推進します。	受け入れ可能な園 8 園	受け入れ可能な園 11 園	子育て支援課
私立幼稚園特別支援教育費補助事業（再掲）	障がい児を受け入れる幼稚園に補助を行い特別支援教育を推進します。	4 園（12 人）	継続実施	子育て支援課
地域療育相談事業	障がい、療育、発達相談及び入園、見学についての相談並びに専門的対応を要する際の相談などを実施します。	相談件数 147 件	継続実施	障がい福祉課
特別支援教育相談事業（再掲）	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。 保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員 1 人	継続実施	教育指導課
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の特別支援学級、言語通級指導教室での就学者の保護者に対し就学に必要な費用の一部を援助します。	援助対象者延べ 59 人	継続実施	学校教育課
臨床心理士による発達検査、訪問指導等	発達及び行動上の問題について、本人と保護者の相談を受け付け、必要と判断した場合に発達検査を行っています。	相談件数 896 件 検査 79 件	継続実施	教育研究所
障害児者相談支援事業	障がい児者の生活全般について、相談支援事業所の社会福祉士などの専門職員による相談を実施します。	相談件数 658 件	継続実施	障がい福祉課
特別支援教育研修会事業	支援を必要とする児童・生徒にかかわる支援学級担任などが、専門的な知識及び指導上の配慮事項について学び、指導力の向上を図ります。	1 回	継続実施	教育指導課
特別支援教育担当者会事業	支援を必要とする児童・生徒の指導や介助にあたる学習支援者や介助員が学習会や情報交換を行い、対応力の向上を図ります。	1 回	継続実施	教育指導課
児童発達支援	概ね 2 歳 6 ヶ月から就学前の発達に遅れのある幼児を対象に、基本的な生活習慣の自立、機能訓練、集団生活をとおして社会性、環境への適応ができるように療育支援を行います。また、母子登園をとおして、保護者との養育相談や療育情報の提供を行います。	実利用者数 55 人	継続実施	障がい福祉課

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
育成医療	身体に障がいのある児童で、その身体障がいを除去、軽減する手術などによって、その日常生活能力を回復させることを目的とします。	内臓障害 6 人 肢体不自由 4 人 音声・言語・そ しゃく機能障 害 18 人	継続実施	障がい福祉課
放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。	実利用者数 26 人	平成 26 年度に 市内 2 施設設 置	障がい福祉課
保育所等訪問支援	児童発達支援センターもみの木園の職員が、幼稚園や保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	—	平成 27 年度よ り実施	障がい福祉課
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、障害児支援利用計画の作成などを行います。	—	継続実施	障がい福祉課
日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	実利用者数 57 人	継続実施	障がい福祉課



(4) 生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

○「貧困の連鎖※」を防ぐため、生活困窮世帯などへの養育支援、学習支援に取り組みます。

○生活困窮家庭の自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
児童扶養手当	児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合には、その差額を支給します。	—	継続実施 (平成 26 年 12 月より実施)	子育て支援課
奨学金給付事業（再掲）	経済的理由により高等学校などでの就学が困難な生徒の保護者に対して、学費の一部を援助します。	給付対象者 延べ 148 人	継続実施	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業（再掲）	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	要保護生活保護世帯 100% (120 人) 準要保護申請・審査で給付 (1,572 人)	継続実施	学校教育課
教育相談事業（再掲）	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1 か所 相談件数 896 件	継続実施	教育研究所
スクールカウンセラー派遣事業（再掲）	小学校全校に市雇用の臨床心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校 10 校へ 教育心理相談員 3 人を週 1 回派遣	継続実施	教育研究所
母子・父子自立支援員相談事業（再掲）	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	支援員 1 人	継続実施	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県事業）（再掲）	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている貸付制度の相談や申請などの支援を行います。	11 件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等緊急貸付事業（再掲）	母子・父子・寡婦福祉資金（県事業）の貸付を申請する者で、その貸付金を受けるまでの間、緊急に貸付が必要となった場合に、一時的に貸付を行うことにより、母子家庭などの経済的自立と子どもの福祉向上を図ります。	0 件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等利子補給事業（再掲）	母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金（県事業）の貸付を受け、その年度分の償還を完了している者へ、その年度に返済した利子相当分を補給することにより、福祉の増進に寄与します。	0 件	継続実施	子育て支援課

※貧困の連鎖：生活困窮世帯などで育った子どもが、大人になって再び生活困窮世帯などになる状態をいいます。

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭などの児童（18 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間）及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者 1,658 人	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭等児童就学援助事業（再掲）	小・中学校・高等学校の入学時などの児童を監護しているひとり親家庭などに、入学時などに必要な費用の一部を助成することにより、生活を支援し、福祉の増進を図ります。	100% 310 人	継続実施	子育て支援課

5 子どもと家庭についての意識改革

（1）子どもの人権の尊重

○人権啓発事業を実施するとともに、広報紙や保育所、幼稚園、学校、児童館、公民館などの情報発信機能を活用して、「児童憲章」「児童の権利に関する条約」などの趣旨や内容を踏まえた人権意識の向上を図ります。

○外国籍の子どもに対しても、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などに基づき平等に人権を保障するとともに、言語、習慣、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとることができるよう啓発に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
人権啓発事業（再掲）	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。 また、PTA・社会教育団体・市民などを対象にした「人権を考える講演会」を開催することで、子どもの人権など、身の回りにある「差別」「人権侵害」など、人権意識の向上を目指します。	人権啓発映画会 1 回 人権を考える講演会 1 回	継続実施	市民課 生涯学習課

(2) 男女が互いに担う家事、育児への支援

○男女の固定的役割分担意識を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う環境づくりを進めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
男女共同参画講演会(再掲)	男女が社会のあらゆる場面で共に自らの意思で参画できる環境の実現に向けて、その背景や状況、取り組みや制度などについて理解と関心を深めるとともに、男女がお互いの人権を尊重し合うことの大切さを学び、男女共同参画社会の実現に向けて講演会を開催します。	1 回	継続実施	市民課
情報誌「すてきに生きよう」の発行(再掲)	男女がいつもいきいき輝いて、すてきに生きる願いをこめて、男女共同参画社会の実現を目指す情報誌を発行します。	年 1 回	継続実施	市民課
仕事と家庭生活の調和の推進(再掲)	ワーク・ライフ・バランス促進のため、関係機関からのチラシを配架します。またワーク・ライフ・バランス情報をホームページに掲載します。	ホームページ掲載	継続実施	商工振興課
父親家庭教育講座	父親に対し家庭教育の意義や役割、家庭における父親の重要性などについて理解と関心を深めるため、学習の機会の提供を行います。	1 講座 33 人	継続実施	生涯学習課
公民館講座事業(すくすくスクールミニ)	男性の育児参加や女性の社会進出など男女共同参画をテーマとして課題を解決するための講座を開催します。	2 講座 2 日間 延べ 64 人	継続実施	中央公民館

(3) 社会全体で子育てを支援する意識啓発

○講演会や広報活動などをとおして、男女共同参画社会の実現のための啓発事業を推進します。

○すべての市民が子育ての問題を理解し、互いに支え合う地域社会をつくるため、地域と子育て家庭との交流、講座・フォーラムなどを開催し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 25 年度 実績	事業目標 (平成 31 年度)	担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	2 か所 利用者数 延べ 10,719 組 25,131 人 子育て相談件数 延べ 1,542 件	3 か所	子育て支援課
地域家庭教育講座	地域及び家庭における教育力の充実を図るための学習機会の提供を行います。	地域家庭教育講座小・中学校 15 回	継続実施	生涯学習課
健康こどもフェスティバル (再掲)	未来へつなぐ元気な子どもの健やかな成長を願い、親子の絆を深める機会を提供し、健全な育成を図るとともに、世代・地域を越えた市民の健康づくりを目的に「健康こどもフェスティバル」を開催します。	荒天のため 中止	年 1 回	子育て支援課 保健医療センター 青少年課
自立困難な子ども・若者へのネットワーク	ひきこもりなどをはじめとする問題行動の早期発見と適切な相談対応及び自立支援機関などとの連携をさらに深め、若者の支援を積極的に推進します。(保健・医療・福祉・教育・矯正・更生保護・雇用など関係機関での協議、要保護児童対策地域協議会との併設)	1 回	継続実施	青少年課 子育て支援課
あやせ子育て応援パスポート事業	子育て世帯が、市内のサポーター店舗でパスポートを提示して買物をする、事前にお店や会社が設定した割引・特典などのサービスが受けられます。	690 枚配布	継続実施	子育て支援課
公民館講座事業(すくすくスクールミニ) (再掲)	男性の育児参加や女性の社会進出など男女共同参画をテーマとして課題を解決するための講座を開催します。	2 講座 2 日間 延べ 64 人	継続実施	中央公民館

1 圏域設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための

施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要な利用定員の総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園などの動線及び、それぞれの計画に定める事業の対象者を特定の区域で分けないことによる利点を勘案し、市域全体を1つの教育・保育提供区域と設定します。



2 人口推計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	747 人	745 人	741 人	740 人	735 人
1 歳	771 人	768 人	765 人	761 人	760 人
2 歳	729 人	776 人	773 人	771 人	767 人
3 歳	776 人	728 人	776 人	773 人	771 人
4 歳	836 人	799 人	750 人	798 人	794 人
5 歳	828 人	839 人	803 人	753 人	802 人
小計	4,687 人	4,655 人	4,608 人	4,596 人	4,629 人
6 歳	857 人	834 人	846 人	806 人	757 人
7 歳	828 人	871 人	848 人	859 人	819 人
8 歳	876 人	820 人	864 人	841 人	853 人
9 歳	779 人	888 人	832 人	875 人	852 人
10 歳	910 人	786 人	898 人	840 人	883 人
11 歳	797 人	900 人	778 人	886 人	830 人
小計	5,047 人	5,099 人	5,066 人	5,107 人	4,994 人
合計	9,734 人	9,754 人	9,674 人	9,703 人	9,623 人

※コーホート変化率法により推計

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育所

【事業概要】

保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育する施設です。

また、認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設として、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

【今後の方向性】

現在ある保育所の定員の見直しを検討することに併せて、平成 27 年度には 0 歳児、1・2 歳児を対象とした低年齢児特化型の民間保育所、平成 28 年度には民間保育所、平成 29 年度及び平成 31 年度には幼保連携型認定こども園、平成 30 年度には小規模保育事業所の設置を図っていきます。

なお、小規模保育事業については、利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園などの連携施設を適切に確保するよう努めます。

【0 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	120 人	120 人	119 人	119 人	118 人	
確保方策	保 育 所	78 人	96 人	96 人	96 人	96 人
	認定こども園	0 人	0 人	10 人	10 人	19 人
	小規模保育事業	0 人	0 人	0 人	6 人	6 人
	② 合 計	78 人	96 人	106 人	112 人	121 人
②-①	▲42 人	▲24 人	▲13 人	▲7 人	3 人	

【1・2 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	341 人	351 人	349 人	348 人	347 人	
確保方策	保 育 所	286 人	312 人	312 人	312 人	312 人
	認定こども園	0 人	0 人	20 人	20 人	31 人
	小規模保育事業	0 人	0 人	0 人	13 人	13 人
	② 合 計	286 人	312 人	332 人	345 人	356 人
②-①	▲55 人	▲39 人	▲17 人	▲3 人	9 人	

【3～5歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	568 人	551 人	542 人	541 人	551 人	
確保方策	保 育 所	466 人	496 人	496 人	496 人	496 人
	認定こども園	0 人	0 人	30 人	30 人	60 人
	② 合 計	466 人	496 人	526 人	526 人	556 人
②-①	▲102 人	▲55 人	▲16 人	▲15 人	5 人	

【0～2歳の保育利用率】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 人 口	2,247 人	2,289 人	2,279 人	2,272 人	2,262 人
確 保 方 策	364 人	408 人	438 人	457 人	477 人
保 育 利 用 率	16.2%	17.8%	19.2%	20.1%	21.1%

【3～5歳の保育利用率】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 人 口	2,440 人	2,366 人	2,329 人	2,324 人	2,367 人
確 保 方 策	466 人	496 人	526 人	526 人	556 人
保 育 利 用 率	19.1%	21.0%	22.6%	22.6%	23.5%

※小規模保育事業：少人数（定員6～19名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。



(2) 幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設です。

【今後の方向性】

幼稚園については、量の見込みに対する確保量に問題がないと考えられることから、新たな確保の方策については考慮しないものとします。

その上で、保育の場の確保を図る観点から、平成 29 年度及び平成 31 年度に幼保連携型認定こども園への移行を図っていきます。

【3～5 歳児】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1号認定	1,501人	1,456人	1,433人	1,430人	1,456人
	2号認定	248人	241人	237人	237人	241人
	① 合計	1,749人	1,697人	1,670人	1,667人	1,697人
確 保 方 策	施設型給付 幼稚園	225人	225人	225人	225人	225人
	認定こども園	0人	0人	30人	30人	60人
	私学助成を受 ける幼稚園	1,948人	1,948人	1,888人	1,888人	1,828人
	② 合計	2,173人	2,173人	2,143人	2,143人	2,113人
②-①		424人	476人	473人	476人	416人

※認定区分

- 1号認定：子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
利用先：認定こども園（教育認定枠）、新制度に移行する私立幼稚園
- 2号認定：子どもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
利用先：保育所、認定こども園（保育認定枠）
- 3号認定：子どもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
利用先：保育所、認定こども園（保育認定枠）、小規模保育事業など

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化などにより、18時以降も保育を必要とする子どもに対し、時間外保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

時間外保育事業については、すべての保育所で実施されており、新たな確保の方策については、検討しないものとします。

しかしながら、保育士の確保など、保育所の実情をみながら延長保育の終了時間を延長する時間外保育などについて、検討を行っていきます。

(延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	208 人	226 人	241 人	246 人	259 人
② 確保方策	208 人	226 人	241 人	246 人	259 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【今後の方向性】

「綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の設備・運営基準にすべての放課後児童クラブ（学童保育）が適合できるよう、小学校区ごとの量の見込みに見合った整備を進めます。

平成 27 年度からの 2 か年では、3 小学校区において新たな放課後児童クラブを開設します。また、平成 29 年度からの 3 か年では、3 小学校区で放課後児童クラブの拡充・整備を図っていきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	低学年	261 人	274 人	283 人	296 人	294 人
	高学年	119 人	130 人	140 人	146 人	141 人
	① 合計	380 人	404 人	423 人	442 人	435 人
② 確保方策		325 人	363 人	387 人	412 人	440 人
②-①		▲55 人	▲41 人	▲36 人	▲30 人	5 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを施設などで一時的に預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その子どもを施設などで保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

【今後の方向性】

子育て短期支援事業の実施については、施設面及び保育士の確保などに大きな負担が生じることが課題となっており、今後は国・県の動向や他市の状況を見極めながら、調査・検討を行っていきます。

【ショートステイ】

(延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	253 人	251 人	249 人	248 人	250 人
② 確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①	▲253 人	▲251 人	▲249 人	▲248 人	▲250 人

【トワイライトステイ】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
② 確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

主に0～2歳児を対象に、ふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する悩みについての相談や助言、子育て情報の発信、子育てサークルの支援、子育てサロンの運営などを行う事業です。

【今後の方向性】

平成29年度に保健・福祉・医療の総合的な拠点として設置が予定されている(仮称)綾瀬市保健福祉センター内に新たな地域子育て支援拠点を開設します。新たな子育て支援拠点ではサロンや相談だけでなく、子育て支援に関する研修やテーマ別講習会などの開催も実施します。さらには人材育成など子育て支援のキーステーションとしての機能を持たせ、交流の場の提供・情報発信・相談体制の充実に努めます。

また、広報やホームページをはじめとするさまざまな媒体をとおして、広く周知を図ります。

(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	36,614人	37,299人	37,136人	37,022人	36,859人
② 確保方策	25,131人 (2カ所)	25,131人 (2カ所)	37,696人 (3カ所)	37,696人 (3カ所)	37,696人 (3カ所)
②-①	▲11,483人	▲12,168人	560人	674人	837人

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園：教育時間の前後や夏休みなど長期休暇中などに、希望する園児を対象にした一時的に預かる事業です。

保育所など：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象にした事業です。

【今後の方向性】

幼稚園の一時預かりについては、現状維持とします。ただし、幼保連携型認定こども園に移行を図ることから、その際は計画を見直すこととします。

また、保育所については、現在実施している保育所5園のうち、年齢制限がある園については、その撤廃に加え、新たな保育所での一時預かりを実施することで対応を図っていきます。

【一時預かり（1号認定による利用）】

(延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	7,848 人	7,610 人	7,491 人	7,475 人	7,613 人
② 確保方策	7,848 人	7,610 人	7,491 人	7,475 人	7,613 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【一時預かり（2号認定による利用）】

(延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	5,877 人	5,699 人	5,610 人	5,598 人	5,702 人
② 確保方策	5,877 人	5,699 人	5,610 人	5,598 人	5,702 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【一時預かり（在園児対象型を除く）】

(延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	5,392 人	5,539 人	5,525 人	5,508 人	5,463 人
② 確保方策	5,392 人	5,539 人	5,525 人	5,508 人	5,463 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期の子どもで、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない場合に、常勤の看護師などと保育士がいる専用の保育室で子どもを一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

病児・病後児保育施設については、平成28年度に1か所の設置を図っていきます。

(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	785人	779人	772人	769人	775人
② 確保方策	0人	780人	780人	780人	780人
②-①	▲785人	1人	8人	11人	5人



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人（利用会員）に、子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、地域で助け合いながら会員同士での子育てを支援する事業です。会員の自発性と責任性を尊重するため有償ボランティアの会員組織となっています。

【今後の方向性】

対象年齢を高学年まで広げるとともに、利用可能日の拡充を検討します。

また、さまざまな媒体をとおして、周知を図り利用者の増加を目指すとともに、会員相互の活性化を促し、利用率・稼働率の向上に努めながらファミリー・サポート・センター事業を継続して実施していきます。

さらに、より安心して利用してもらうために援助会員のさらなる質の向上に努め、スキルアップのための研修内容や回数を見直しを行います。

(延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	低学年	2,271 人	2,239 人	2,269 人	2,222 人	2,154 人
	高学年	479 人	496 人	483 人	501 人	494 人
	① 合計	2,750 人	2,735 人	2,752 人	2,723 人	2,648 人
② 確保方策	4,981 人	4,981 人	4,981 人	4,981 人	4,981 人	
②-①	2,231 人	2,246 人	2,229 人	2,258 人	2,333 人	

(8) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ） ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約、提供、相談及び利用支援などを行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを提供している関係機関との連絡・調整、連携の体制づくりを行います。
- ③ 本事業の実施にあたり、ホームページなどを活用し、積極的な広報活動を実施します。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

市役所子育て支援課窓口及び平成 29 年度より新たな窓口を開設し、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）を行います。

なお、その資格などについては、今後検討するものとします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(9) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認するために実施する事業です。

【今後の方向性】

妊婦健診については、健診費用の一部を助成していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	750 人	750 人	750 人	750 人	750 人
② 確保方策	750 人	750 人	750 人	750 人	750 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握する事業です。

養育支援訪問事業は、妊娠期からの継続的な支援や産後のうつ状態などにより、子育てに対しての不安を抱える家庭に対して、子育てに関する相談や助言、その他の必要な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業については、保健師による育児支援と虐待防止の観点から訪問を継続していきます。

また、今後も母子健康手帳発行時に保健師による面接を継続し、妊娠期からの支援や乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要な方への訪問の強化を図ります。

【乳児家庭全戸訪問事業】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	747 人	745 人	741 人	740 人	735 人
② 確保方策	747 人	745 人	741 人	740 人	735 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【養育支援訪問事業】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	40 人	50 人	60 人	70 人	80 人
② 確保方策	40 人	50 人	60 人	70 人	80 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

1 計画の推進に向けて

この計画は、児童福祉、保健、医療、教育及び防犯など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。



次代を担う子どもの健やかな成長を見守り、育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

(1) 市民や関係団体などとの連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や、関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

この計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所などをはじめ、地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行う必要があります。また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる資格取得者だけでなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業などの参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について、市民などの理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業などの参加・参画を推進します。

(4) 子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、条例により市長の附属機関として設置した「綾瀬市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。

委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

(5) 庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が、子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

(6) 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

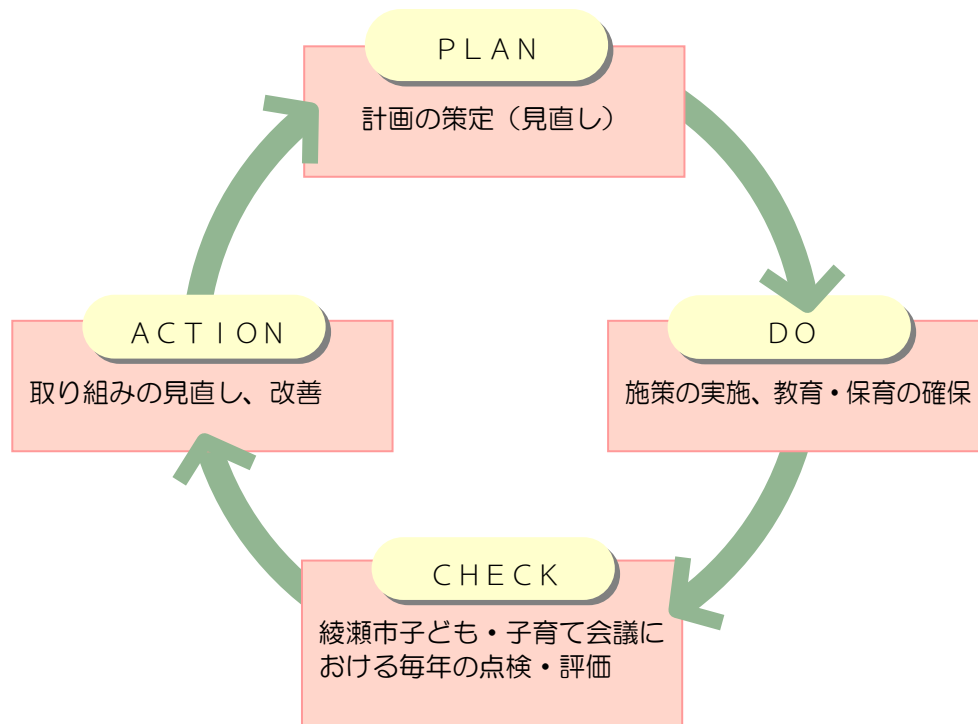
2 計画の推進体制と進行管理

この計画の推進にあたっては、「子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てのできるまちづくり」を目指して、市民、地域、行政などが子育て支援の重要性を共有し、それぞれが連携を図りながら子育て支援に関する取り組みを行うことにより、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していきます。

また、計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進行状況について把握するとともに、市民ニーズへの迅速な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため「綾瀬市子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成 29 年度）を目安として、計画の見直しを行います。

ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成 31 年度）までとします。





1 策定経過

年月日	策定経過	内 容
平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年度第 1 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○委嘱状交付 ○子ども・子育て支援新制度について
平成 25 年 11 月 18 日～ 平成 25 年 12 月 2 日	市民ニーズ調査の実施 〈就学前児童対象〉	綾瀬市子ども・子育て支援に関するアンケート調査〈就学前児童〉
平成 25 年 11 月 19 日～ 平成 25 年 12 月 3 日	市民ニーズ調査の実施 〈就学児童(小学生)対象〉	綾瀬市子ども・子育て支援に関するアンケート調査〈就学児童(小学生)〉
平成 26 年 1 月 9 日	平成 25 年度第 2 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○綾瀬市次世代育成支援行動計画(後期)について ○子ども・子育て支援事業計画について ○ニーズ調査の中間報告について ○部会について
平成 26 年 3 月 27 日	平成 25 年度第 3 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画について ○教育・保育の提供区域について ○ニーズ調査の分析結果について
平成 26 年 6 月 9 日	平成 26 年度綾瀬市子ども・子育て会議基準等検討部会(第 1 回)	○教育・保育給付認定に関する基準について ○地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
平成 26 年 7 月 10 日	平成 26 年度第 1 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○基準等検討部会(第 1 回)の報告について ○量の見込みについて

年月日	策定経過	内 容
平成 26 年 8 月 28 日	平成 26 年度第 2 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○量の見込みと確保方策について ○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画の素案について ○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画の名称などについて
平成 26 年 9 月 22 日	平成 26 年度第 3 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年度第 4 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画【素案】について ○子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（保育料）の考え方について
平成 26 年 11 月 13 日	平成 26 年度第 5 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 27 年 1 月 5 日	計画素案パブリックコメント実施	○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画【素案】に対する意見募集（パブリックコメント手続）
平成 27 年 1 月 14 日	平成 26 年度第 6 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（保育料）について ○（仮称）綾瀬市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 27 年 3 月 19 日	平成 26 年度第 7 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○綾瀬市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成 27 年 3 月	綾瀬市子ども・子育て支援事業計画策定	綾瀬市子ども・子育て支援事業計画書発行

2 綾瀬市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する綾瀬市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主及び労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 第5条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、第5条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会で調査し、及び審議した事項は、子育て会議において報告するものとする。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

3 綾瀬市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	組織名等	委 員 名	備 考
公募による市民	公募による市民	見上 由美子	
公募による市民	公募による市民	宮下 由佳里	
子どもの保護者	春日幼稚園保護者	木本 郁子	
子どもの保護者	つぼみ保育園保護者	末木 真紀子	
事業主代表	綾瀬市商工会	秦野 耕一	
労働者代表	日本労働組合総連合会神奈川 県連合会県中央地域連合	佐藤 雅俊	
幼稚園代表	私立幼稚園	田中 伸宜	
保育所代表	綾瀬市保育会	吉原 美弥子	
学童保育代表	綾瀬市学童保育クラブ連絡 協議会	新行内 由美子	
子育てサークル代表	蓼川母親クラブ	大塚 舞子	H25.11～ H26. 3
		高平 理恵	H26. 4～
青少年健全育成会連絡 協議会代表	綾瀬市青少年健全育成会連 絡協議会	本多 勝次	
民生委員児童委員協議 会代表	綾瀬市民生委員児童委員協 議会	藤原 百合子	副会長
P T A連絡協議会代表	綾瀬市P T A連絡協議会	保坂 敦	H25.11～ H26. 4
		栗原 拓児	H26. 5～
学識経験者	了徳寺大学	増田 岩男	会 長
医師会代表	綾瀬市医師会	佐藤 雄二	
小学校校長会代表	綾瀬市立小学校校長会	田中 涼香	部会長

順不同・敬称略

綾瀬市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 綾瀬市

市民こども部子育て支援課

綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111（代表）



綾瀬市マスコットキャラクター
あやびい